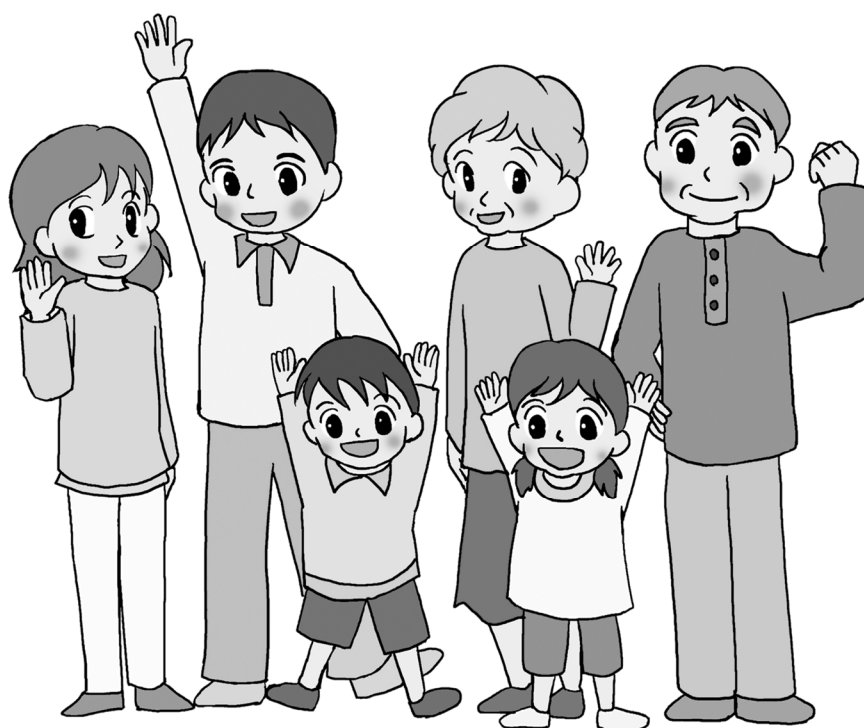


第3期 柴田町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



基本理念

みんなで育てよう きらりと光る しばたの子

令和7年3月

柴田町

はじめに

柴田町では、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とした「第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを産み育てる環境、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて、様々な事業に取り組んできました。

しかし、子育て環境は、核家族・共働き世帯の増加などの家族構成の変化、地域コミュニティ意識の希薄化など、親族や友人などからの支援を受けづらい環境に置かれております。そのため、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている家庭に対する相談や支援などの件数は、増加傾向にあります。



このように子育て環境が大きく変化している中、国では令和5年に子どもの最善の利益を第一とした「こどもまんなか社会」の実現のため、こども家庭庁が設立されました。町においても令和7年4月にこども家庭センターを設置し、支援を必要とする子どもを含めた、本町全ての子どもが健やかに成長できる環境と安心して子どもを産み、子育てができる地域社会の実現に向け取り組んでまいります。

今回、現行施策の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までを計画期間とした「第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

全ての子どもたちが心身ともに健やかに育ち、夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現に向けて、子どもたちに関わる関係者が一体となって子どもと子育て家庭を支援してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、様々な視点から熱心にご審議をいただきました「柴田町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

柴田町長 滝口 茂

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 柴田町子ども・子育て支援事業計画とは.....	1
2. 第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画について.....	1
3. 第3期計画において踏まえるべき視点.....	2
4. 柴田町子ども・子育て支援事業計画の策定手法.....	4
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く環境.....	5
1. 統計からみる現状.....	5
2. 教育・保育施設等の状況.....	11
3. 子ども・子育て支援ニーズ調査概要.....	14
4. ヤングケアラー調査概要.....	28
5. 子ども・子育て支援策の現状.....	38
6. 第2期計画の取り組みの評価検証.....	47
7. 現状・課題のまとめと今後の方向性.....	54
第3章 計画の基本的な考え方.....	56
1. 計画の基本理念・視点.....	56
2. 施策の体系.....	57
第4章 施策の展開.....	58
基本施策1 親とこどもの学び環境の充実.....	58
基本施策2 こどもや親の心身の健康づくり.....	61
基本施策3 仕事と子育てを両立できる環境の整備.....	63
基本施策4 地域全体での子育て支援の推進.....	65
基本施策5 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援.....	68
第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画.....	70
1. 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」.....	70
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	70
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	76
4. 教育・保育の一体的提供の推進.....	88
5. 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	90
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	90
資料編.....	91
1. 柴田町子ども・子育て会議条例.....	91
2. 柴田町子ども・子育て会議 委員名簿.....	93
3. 策定経過.....	94

第1章 計画の策定にあたって

1. 柴田町子ども・子育て支援事業計画とは

柴田町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定める市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための市町村行動計画にも位置付け、一体的に策定しています。

■子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

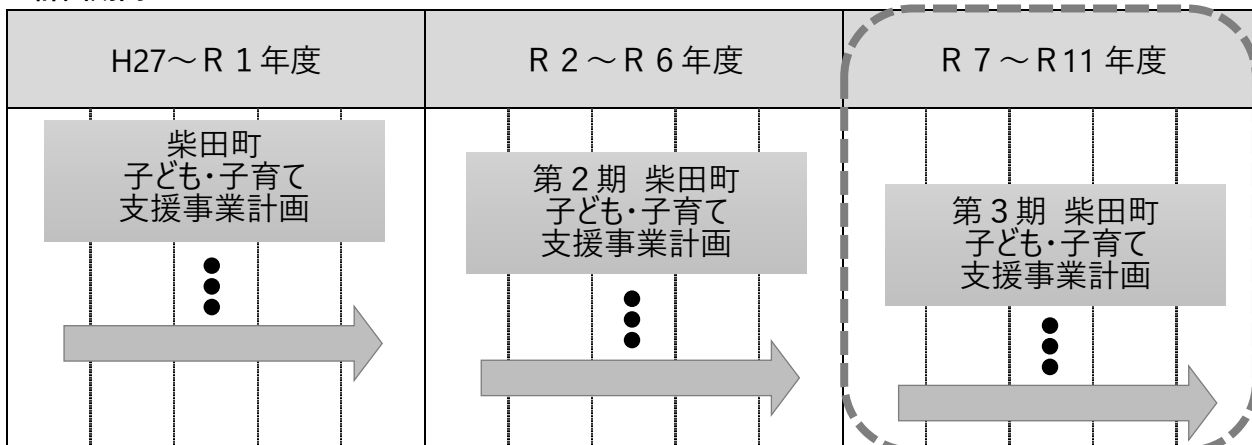
2. 第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画について

柴田町(以下、「本町」という。)では、令和2年3月に「第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「みんなで育てよう きらりと光る しばたの子」を基本理念に子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。

このたび、計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町のこどもを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況を検証し、全てのこどもが心身ともに健やかに育ち、また、安心してこどもを産み育てることができるよう、「第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

なお、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を1期として策定するものですが、必要に応じて中間年度(令和9年度)を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

■計画期間



3. 第3期計画において踏まえるべき視点

(1) 重要な視点

① 子育て環境の変化

令和3年に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」では、わが国で長期的に大きな課題となっている少子高齢化や人口減少に伴い、将来にわたって活力ある地域社会の実現のため、様々な取り組みが推進されています。特に、子ども・子育て分野においては、子育て世帯の移住の推進や結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取り組みを進めていくための指針が示されています。

また、令和5年に策定された「デジタル田園都市国家構想」においても、子ども・子育て分野の施策の方向性として、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取り組みの推進が位置づけられています。

さらに、世帯年収の減少や女性の社会進出等により、共働き世帯は増加しています。そのため子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職場や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

② 「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こどもの最善の利益を第一に考え、権利を保障し、誰一人取り残さないよう、こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、令和3年に「こども家庭庁」が創設されました。「こども家庭庁」では、令和5年にこども政策を総合的に進めていくため「こども基本法」・「こども大綱」を決定し、令和6年にはこども大綱に基づいて「こどもまんなか実行計画」が策定されました。

こども大綱では、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められています。また、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

※隘路(あいろ)

物事を進める上での障害や困難なこと。

③ 幼児教育・保育、子ども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これを基に、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

また、令和元年10月に、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

さらに、令和5年12月に、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的とした、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

令和6年4月時点において、こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する旨が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が検討されています。

※ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

(2) 第2期計画策定後の国の動向

年	法律・制度等	内容
R 2	少子化社会対策大綱閣議決定	結婚・子育て世代が将来の展望を描ける環境づくり、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みの推進、結婚・出産・子育てに温かい社会づくり、科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用。
	全世代型社会保障改革の方針	人生100年時代の到来を見据え、「自助・公助・共助」そして「絆」を軸にお年寄りに加え、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障の構築。
	新子育て安心プランの公表	令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備。
R 3	子ども・子育て支援法及び児童手当法改正	施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げを実施。 特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とする(令和4年10月支給分から適用)。
	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の閣議決定	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔としてこども家庭庁を創設。
R 4	新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランの決定	令和6年度までに児童福祉司を1,060人増員、令和8年度までに児童心理司を950人増員することなどを目標とする。
R 5	こども・子育て政策の強化について(試案)の公表	若い世代の所得を増やし、社会全体の構造・意識を変え、全ての子育て世帯を切れ目なく支援。
	「こども家庭庁」設置／「こども基本法」施行	こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて設置(令和5年4月)。／こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法(令和5年4月)。
	「こども大綱」閣議決定	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める。
R 6	子ども・子育て支援法等の一部を改正	こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための法案。

4. 柴田町子ども・子育て支援事業計画の策定手法

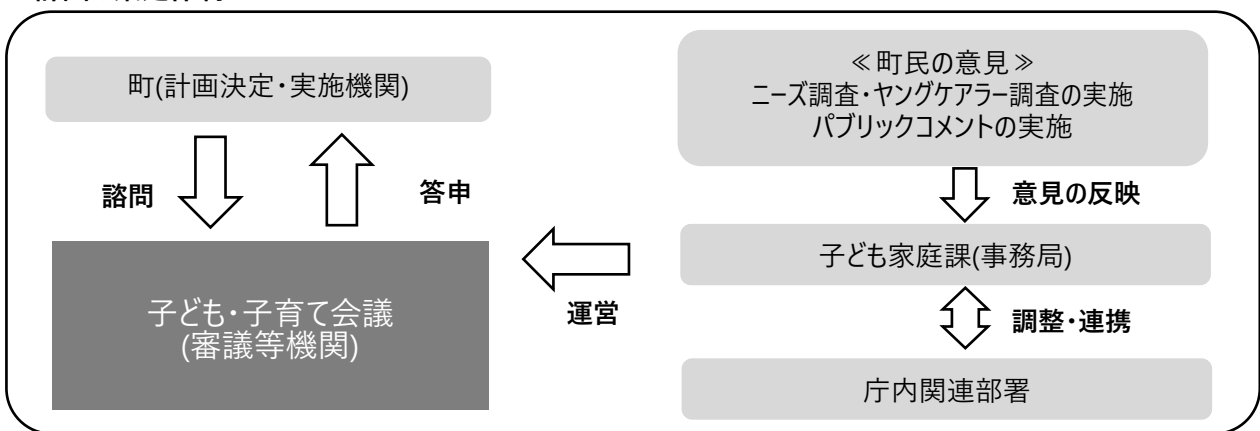
(1) 計画の策定体制と町民意見の反映

計画策定にあたっては、「柴田町子ども・子育て会議」において庁内関係者間の協議・調整を図るとともに、子育てに関わっている関係者や町民からの意見をもとに策定を行いました。

また、町民意見については、子育て家庭の保護者に対してニーズ調査を実施し、調査結果から得られた子育て世帯の現状や今後の子育て支援にかかる意向を計画策定の基礎資料として活用します。

さらに、町公共施設やホームページ上においてパブリックコメントを実施し、広く意見を募集した上で、計画への反映に努めました。

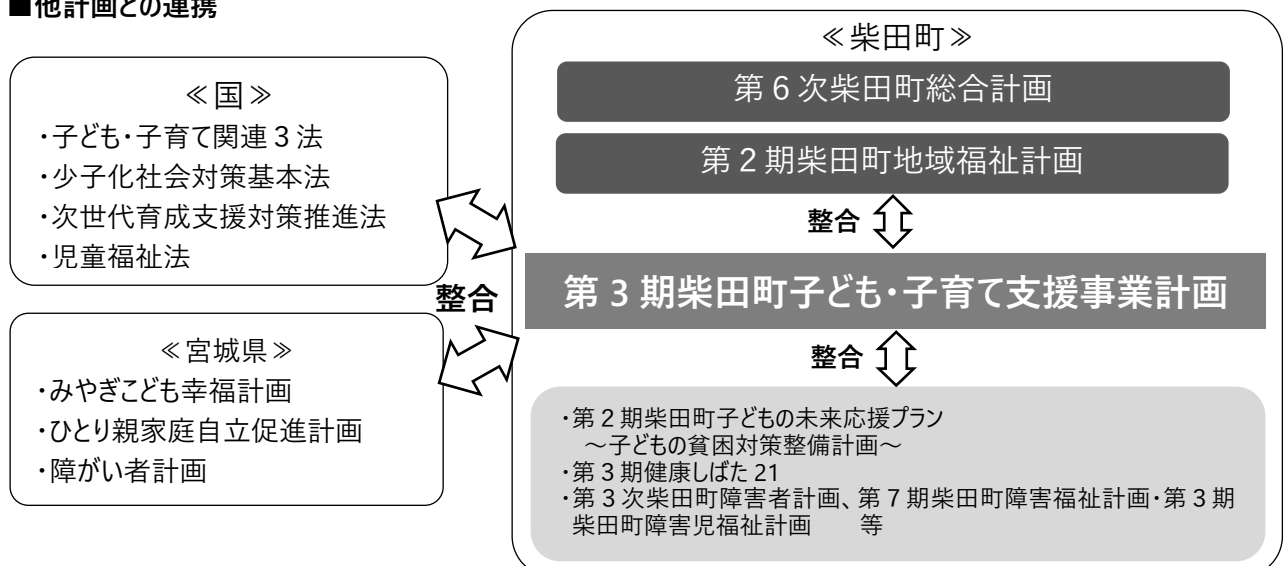
■計画の策定体制



(2) 他計画との関係

計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「第6次柴田町総合計画」を基本として、「第2期柴田町地域福祉計画」「第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」 「第3期健康しばた21」「第3次柴田町障害者計画、第7期柴田町障害福祉計画・第3期柴田町障害児福祉計画」等の関連計画との整合を図ります。

■他計画との連携



第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く環境

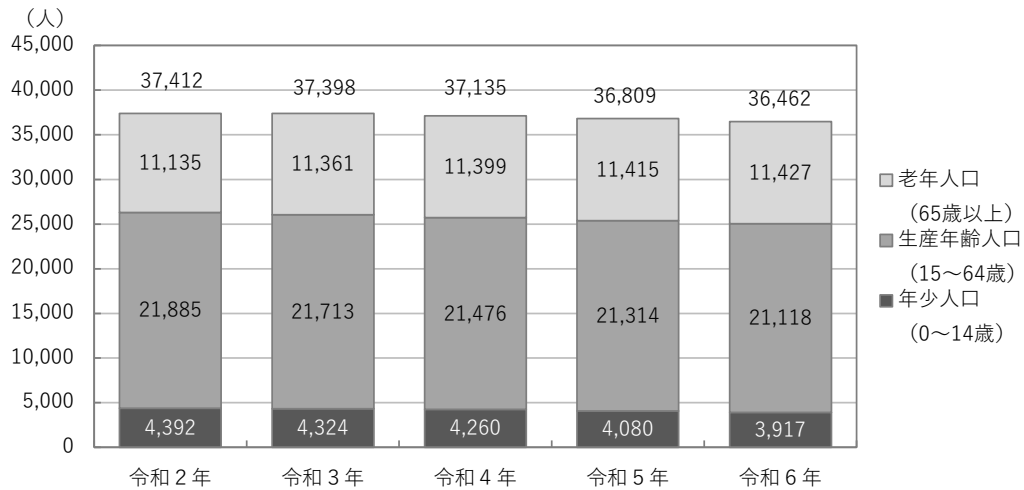
1. 統計からみる現状

(1) 人口・世帯

① 総人口・年齢構成の推移

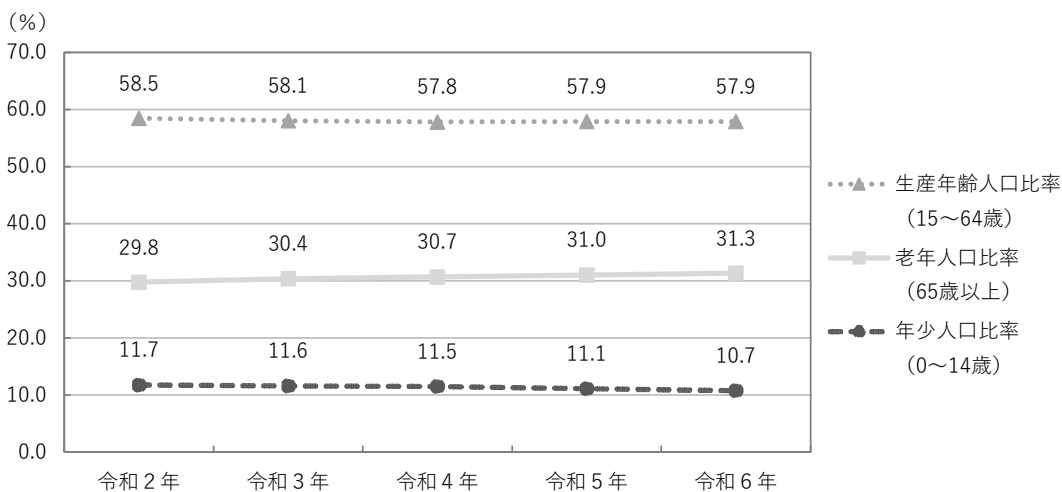
本町の総人口の推移をみると年々減少しており、令和2年から令和6年の5年間で950人減少しています。年齢3区分別人口比率をみると、年少人口・生産年齢人口比率が減少している一方で、老年人口比率は増加しています。

■ 総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■ 総人口に占める年齢3区分別人口比率の推移



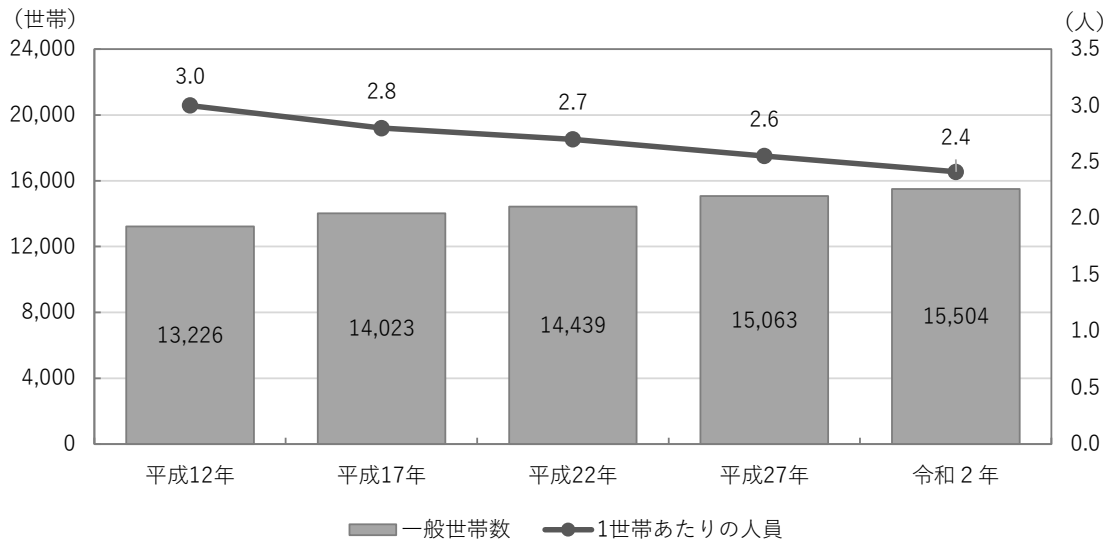
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 世帯数・世帯人員の推移

世帯数をみると増加傾向にあり、令和2年では 15,504 世帯となっています。一方で、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、令和2年では 2.4 人となっています。

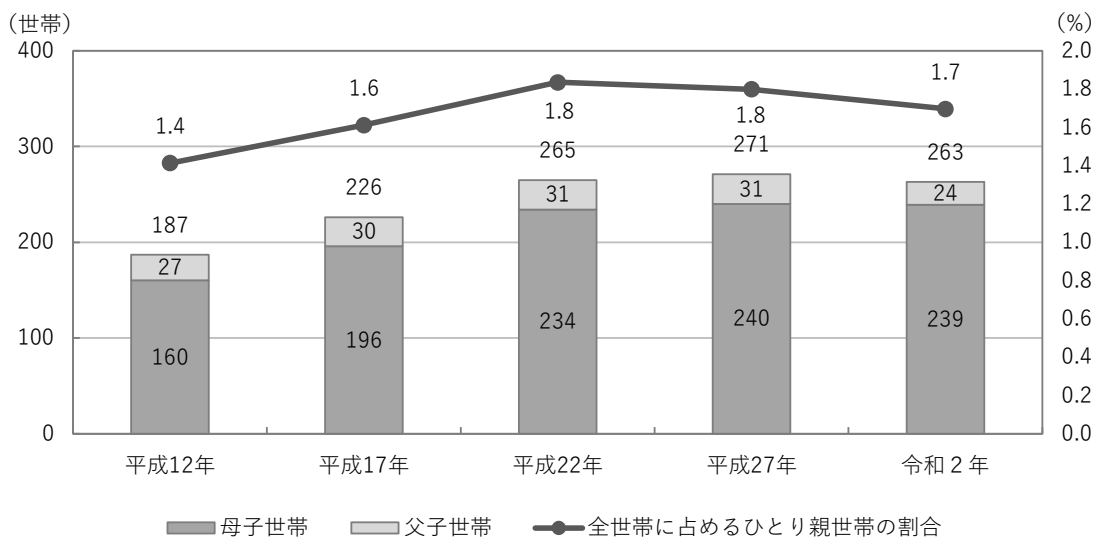
ひとり親世帯をみると平成 27 年から令和2年にかけて減少しており、母子世帯では平成 17 年から平成 22 年にかけて増加しましたが、平成 27 年以降はほぼ横ばいとなっています。また、全世帯に占めるひとり親世帯の割合は、平成 27 年以降減少しています。

■世帯数・世帯人員の推移



資料：国勢調査

■母子世帯・父子世帯・全世帯に占めるひとり親世帯の割合の推移

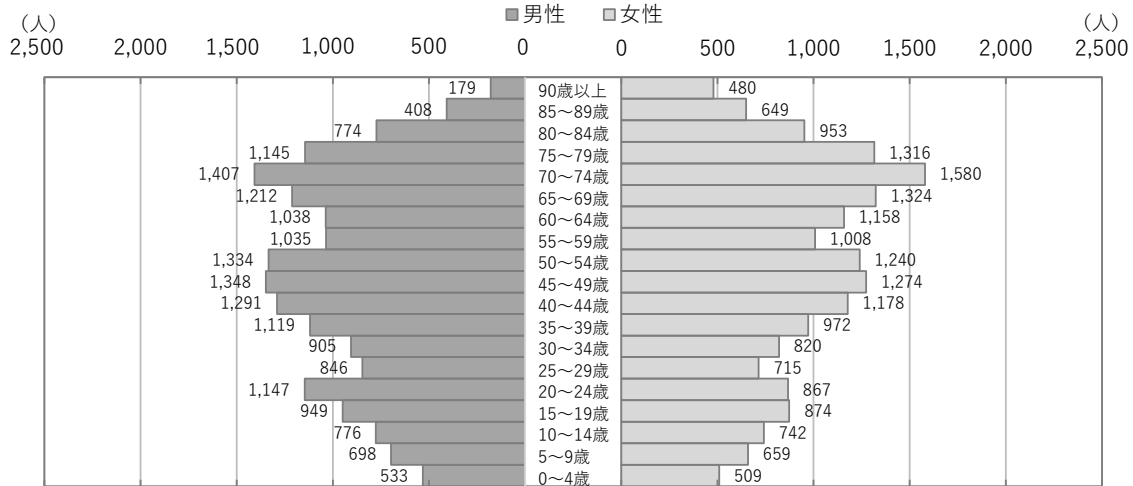


資料：国勢調査

③ 性別・年齢階級別人口

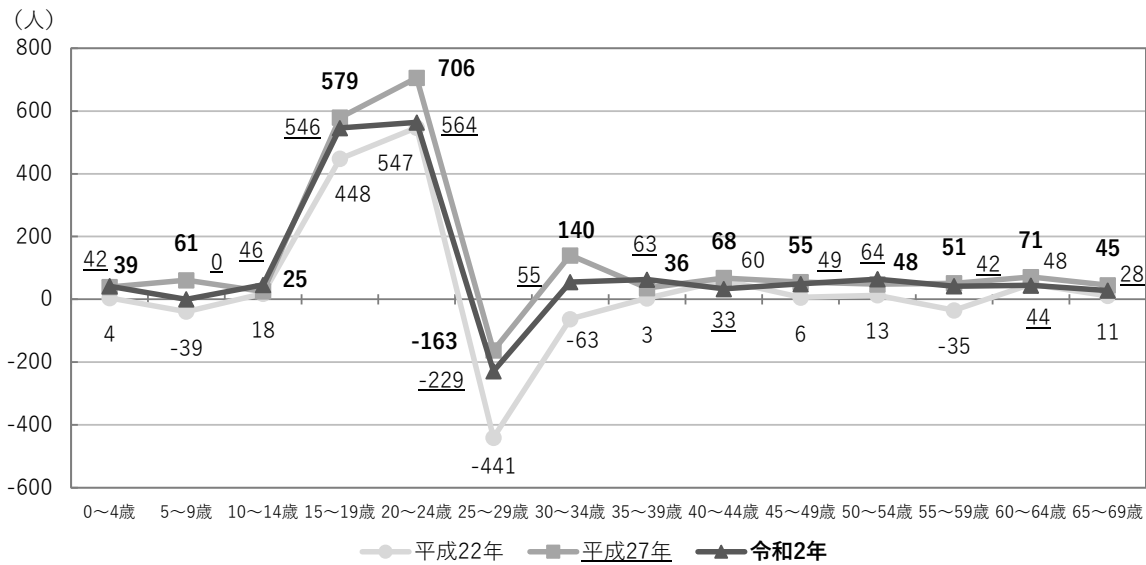
人口ピラミッドをみると、男女ともに70～74歳が最も多く、社会動態が大きい10代後半から20代前半にかけて転出が転入を上回っている影響等により「つぼ型」となっています。

■性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）（令和6年）



資料：住民基本台帳（3月末現在）

■年齢階級別社会動態（転入者数-転出者数）の経年推移



資料：国勢調査

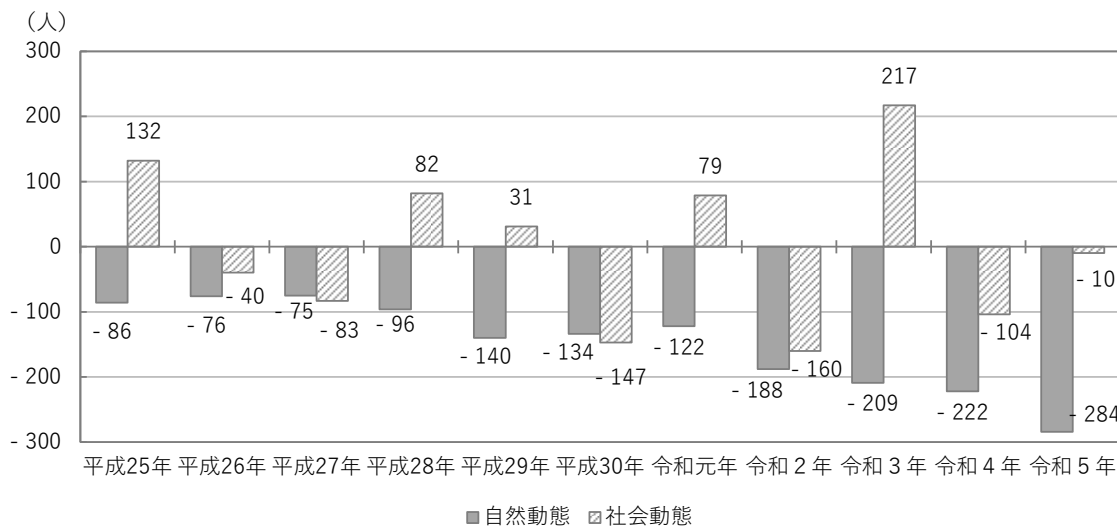
(2) 人口動態

① 自然動態・社会動態の推移

自然動態をみると、平成 25 年から令和5年にかけて死亡者数が出生者数を上回る状況で推移しており、令和5年は死亡者数が出生者数を 284 人上回っています。

社会動態では年次によって変動がみられ、令和3年には転入者数が転出者数を 217 人上回っています。また、直近の令和5年には転出者数が転入者数を上回っているものの、大きな変動はあまりない状況となっています。

■自然動態（出生者数-死亡者数）・社会動態（転入者数-転出者数）の推移



年次	自然動態 (人)			社会動態 (人)			増減 (人)
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成 25 年	297	383	△86	1,789	1,657	132	46
平成 26 年	306	382	△76	1,735	1,775	△40	△116
平成 27 年	279	354	△75	1,674	1,757	△83	△158
平成 28 年	300	396	△96	1,754	1,672	82	△14
平成 29 年	265	405	△140	1,788	1,757	31	△109
平成 30 年	272	406	△134	1,645	1,792	△147	△281
令和元年	253	375	△122	1,729	1,650	79	△43
令和 2 年	227	415	△188	1,631	1,791	△160	△348
令和 3 年	214	423	△209	1,814	1,597	217	8
令和 4 年	225	447	△222	1,611	1,715	△104	△326
令和 5 年	187	471	△284	1,661	1,671	△10	△294

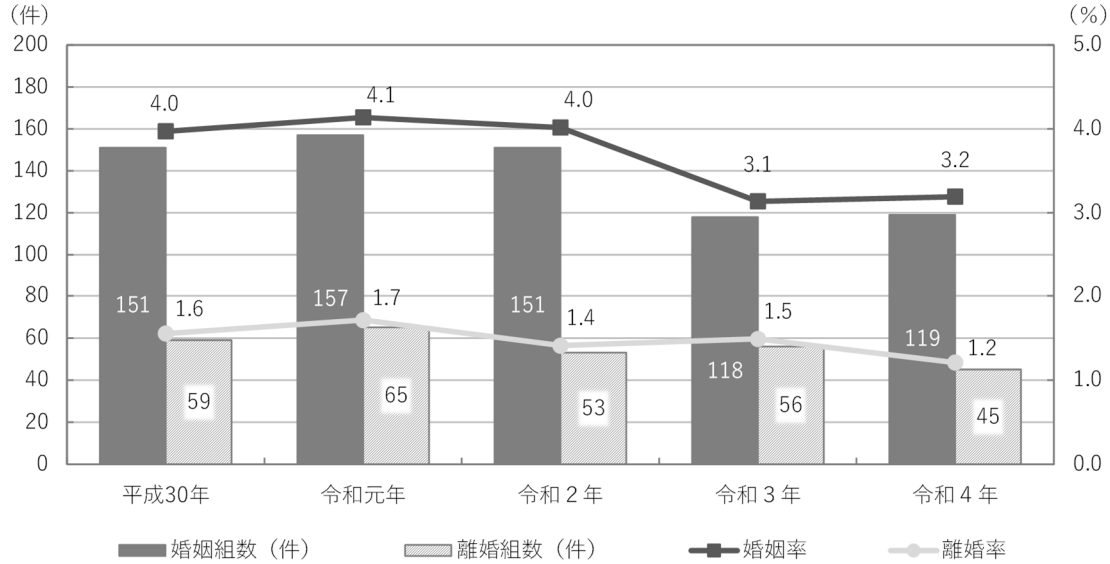
※平成 25 年のみ3月 31 日時点。

資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報（各年 1 月 1 日）

② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数・婚姻率をみると、令和2年から令和3年にかけて大幅に減少しています。また、離婚件数・離婚率では、平成30年から令和4年にかけて増減を繰り返しながら推移しています。

■ 婚姻・離婚件数の推移



※婚姻率、離婚率は、人口1,000人に対する婚姻件数、離婚件数の割合。

区分	婚姻組数 (件)	離婚組数 (件)	婚姻率 (%)	離婚率 (%)
平成30年	151	59	4.0	1.6
令和元年	157	65	4.1	1.7
令和2年	151	53	4.0	1.4
令和3年	118	56	3.1	1.5
令和4年	119	45	3.2	1.2

資料：人口動態統計

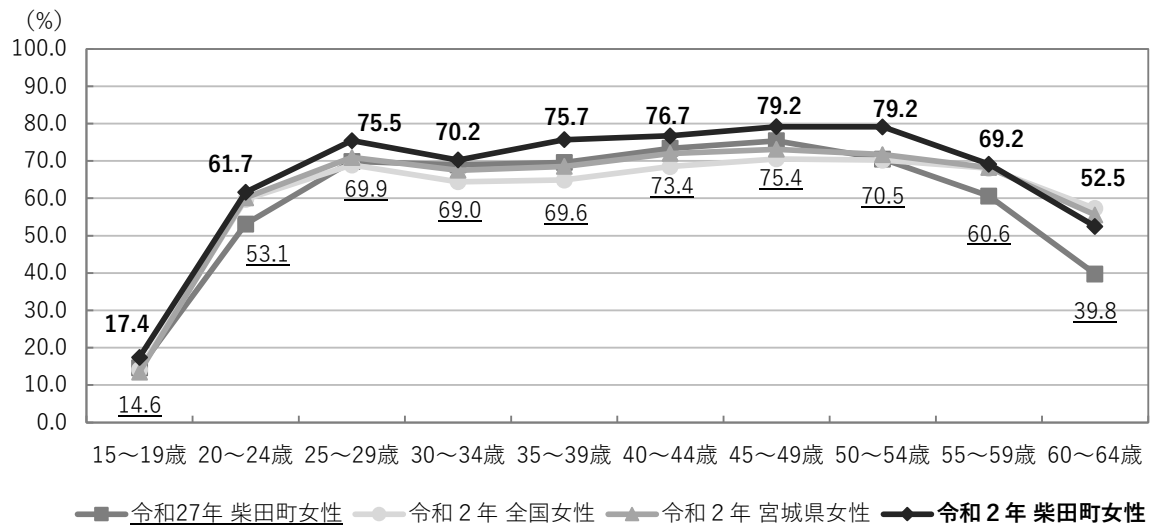
(3) 産業構造

① 性別・年齢別就労状況

令和2年の女性の就労状況では、国・県よりも高く、25歳から54歳にかけて70%を超えています。また、30～34歳で70.2%とやや落ち込み、「M字カーブ」がみられます。

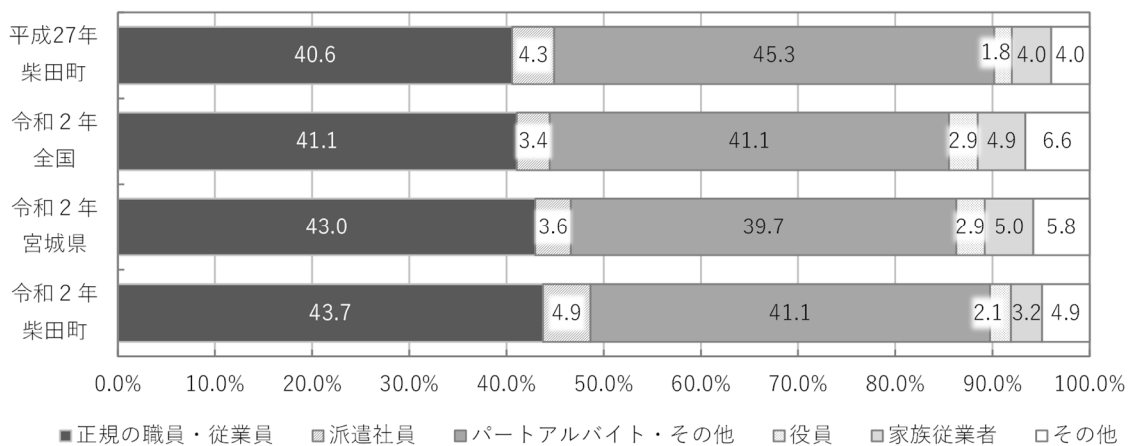
さらに、女性の従業上の地位をみると、令和2年では、本町の「正規の職員・従業員」、「派遣社員」の割合が平成27年から増加しており、国・県と比較しても高い割合となっています。

■女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

■女性の従業上の地位別割合



資料：国勢調査

2. 教育・保育施設等の状況

(1) 幼稚園・保育所・地域型保育事業の状況

■地区別幼稚園の状況（令和5年）

	船岡地区	槻木地区	船迫地区	計
施設数（か所）	2	2	1	5
定員（人）	240	140	200	580
利用児童数（人）	155	102	137	394

資料：柴田町（5月1日現在）

■公立・私立幼稚園別児童数の推移

（単位：人）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
公立（1か所）	40	33	25	19	9
私立（4か所）	516	491	439	439	385

資料：柴田町（各年5月1日現在）

■地区別保育所の状況（令和5年）

	船岡地区	槻木地区	船迫地区	計
施設数（か所）	2	2	1	5
定員（人）	210	190	130	530
利用児童数（人）	217	150	105	472

資料：柴田町（4月1日現在）

■保育所別児童数の推移

（単位：人）

施設名		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
公立	船岡保育所	174	175	174	174	168
	槻木保育所	118	120	108	114	109
	西船迫保育所	115	118	118	114	105

資料：柴田町（各年4月1日現在）

■地区別地域型保育事業の状況（令和5年）

	船岡地区	槻木地区	船迫地区	計
施設数（か所）	5	2	1	8
定員（人）	70	24	12	106
利用児童数（人）	60	21	11	92

資料：柴田町（4月1日現在）

(2) 小・中学校の状況

■小学校別児童数の推移

(単位：人)

学校名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
船岡小学校	569	546	533	517	505
槻木小学校	506	469	457	455	452
柴田小学校	41	38	41	46	46
船迫小学校	366	386	371	348	346
西住小学校	109	104	103	108	124
東船岡小学校	323	312	282	276	244

資料：柴田町（学校基本調査）（各年5月1日現在）

■学年別小学生児童数の推移

(単位：人)

学年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学1年生	276	296	265	295	265
小学2年生	304	276	296	266	298
小学3年生	305	302	283	300	262
小学4年生	341	306	299	281	310
小学5年生	335	340	308	301	279
小学6年生	353	335	336	307	303

資料：柴田町（学校基本調査）（各年5月1日現在）

■中学校別生徒数の推移

(単位：人)

学校名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
船岡中学校	425	449	459	463	444
槻木中学校	278	308	307	292	266
船迫中学校	194	189	197	206	202

資料：柴田町（学校基本調査）（各年5月1日現在）

■学年別中学生生徒数の推移

(単位：人)

学年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学1年生	308	332	321	311	279
中学2年生	303	310	330	321	312
中学3年生	286	304	312	329	321

資料：柴田町（学校基本調査）（各年5月1日現在）

(3) 放課後児童クラブの状況

■放課後児童クラブの利用者数の推移

(単位：人)

施設名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
船岡放課後児童クラブ	111	132	115	96	98
槻木放課後児童クラブ	94	104	104	90	96
船迫放課後児童クラブ	88	95	96	87	91
東船岡放課後児童クラブ	73	71	63	73	70
西住放課後児童クラブ	24	24	23	30	37
柴田放課後児童クラブ	8	6	13	13	15

資料：柴田町（各年5月1日現在）

(4) 児童に関する相談

■民生委員への相談・支援件数

(単位：件)

項目	件数	項目	件数
在宅福祉	214	仕事	42
介護保険	78	家族関係	62
健康・保健医療	34	住居	43
子育て・母子保健	6	生活環境	62
こどもの地域生活	39	日常的な支援	222
こどもの教育・学校生活	101	その他	624
生活費	20		
年金・保険	1	計（延べ件数）	1,548

資料：柴田町（令和5年度福祉行政報告例第40表）

3. 子ども・子育て支援ニーズ調査概要

(1) 調査の概要

本調査は、本計画の策定にあたり、町民の皆さまから教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などについてお伺いすることで、こどもの教育・保育ニーズ等を把握し、計画に反映させることを目的として実施しました。

項目	内容
調査地域	柴田町全域
調査対象者	町内在住の未就学児童のお子さんがある世帯（無作為抽出） 町内在住の小学生児童のお子さんがある世帯（無作為抽出）
調査期間	令和6年2月20日～3月6日
調査方法	郵送配布・郵送回収及びWEB回答
配布・回収	未就学児童：1,000人（回収数608件）（回収率60.8%） 小学生児童：991人（回収数517件）（回収率52.2%）

■アンケート結果の見方

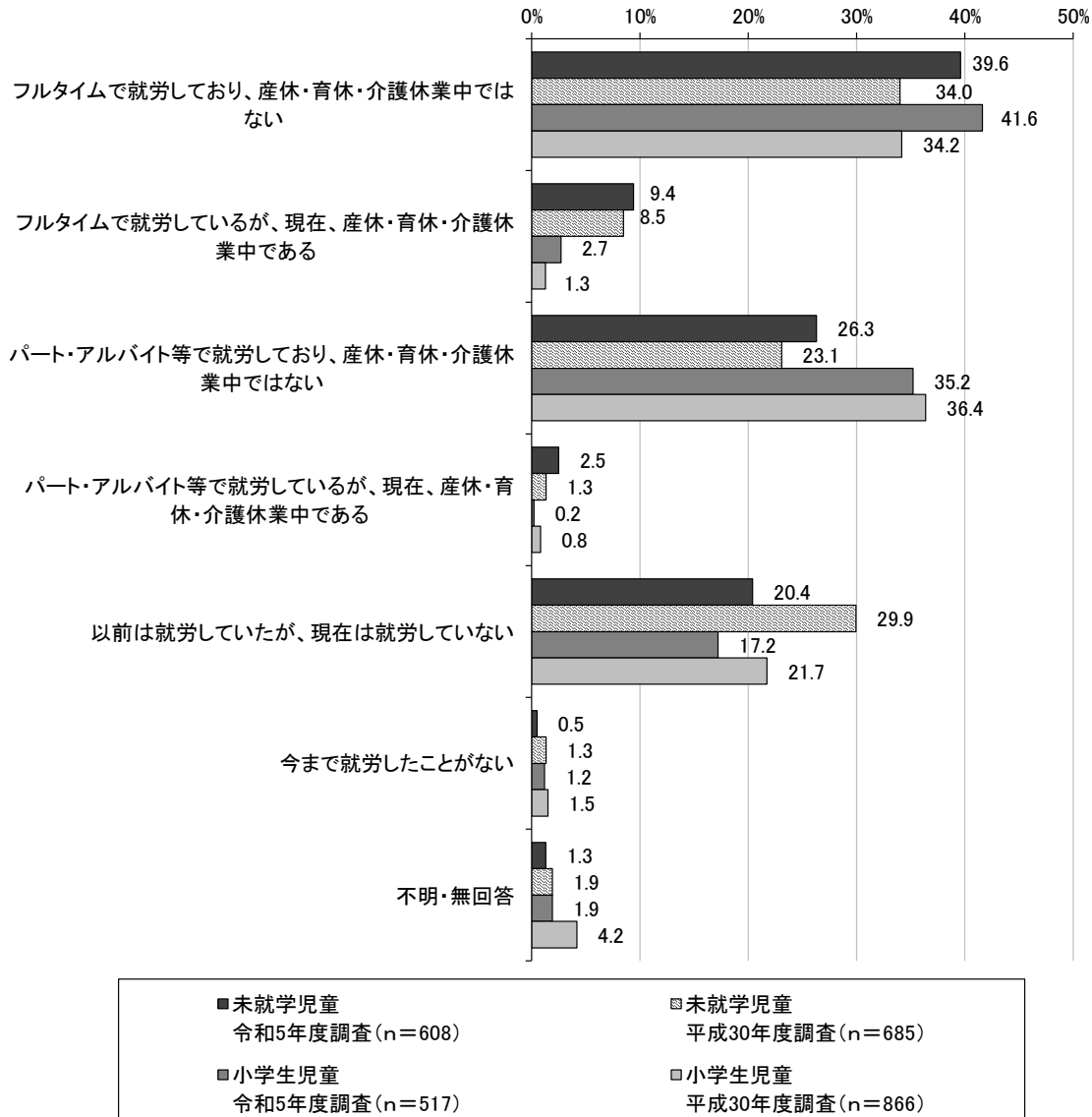
調査結果の数値については、小数点第2位以下で四捨五入しているため、内訳を合計しても100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

なお、回答者を「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

(2) 調査の結果抜粋

1. 保護者の就労状況について

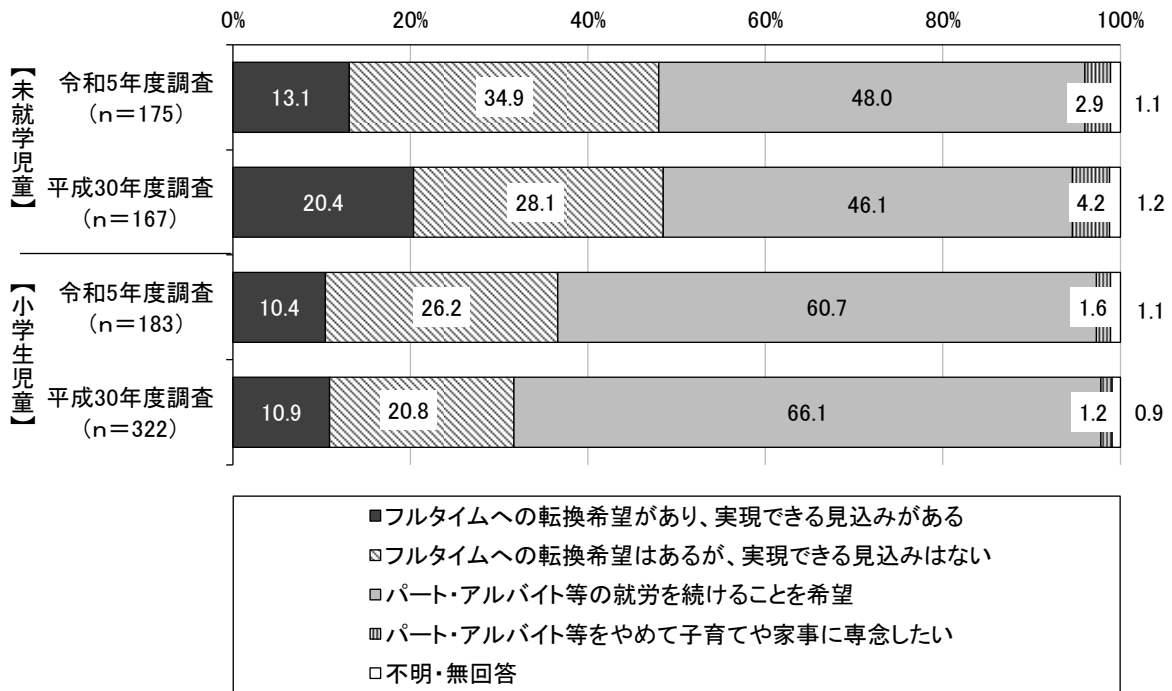
■ 母親の就労状況(単数回答)



未就学児童・小学生児童ともに母親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4割前後と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が未就学児童では 26.3%、小学生児童では 35.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、未就学児童・小学生児童ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高くなっています。

■パート・アルバイトで働く母親のフルタイムへの転換希望(単数回答)



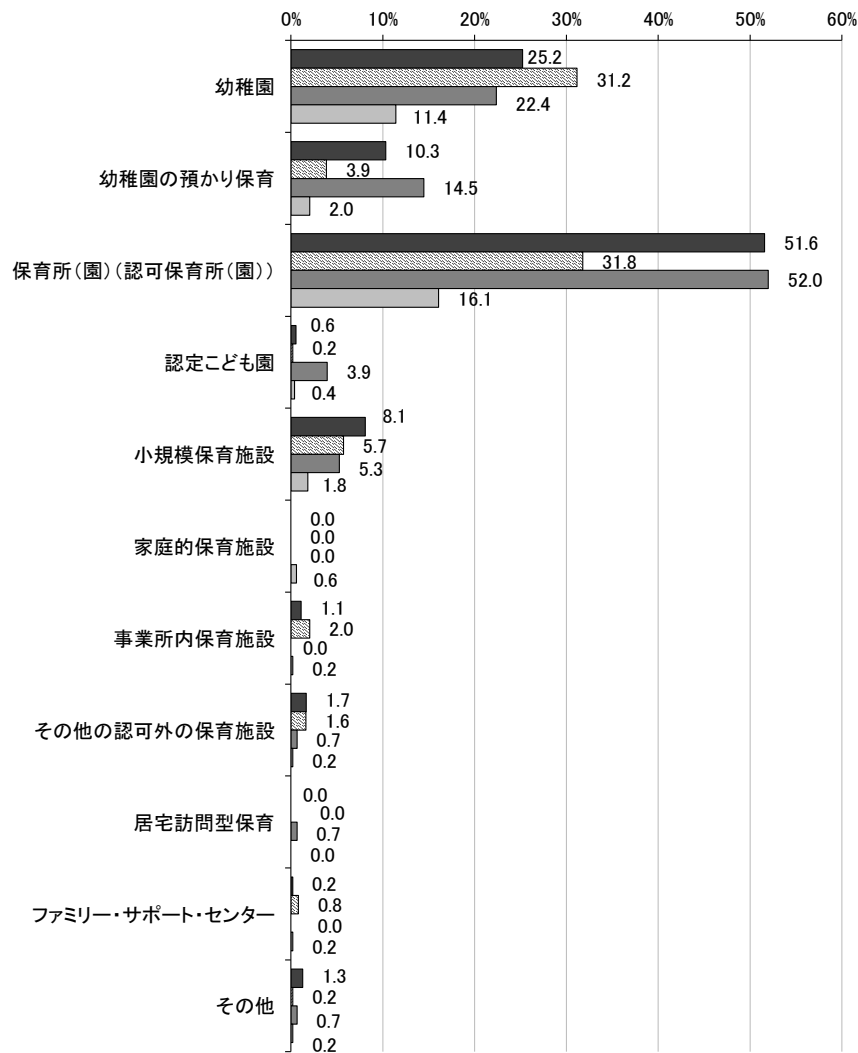
未就学児童では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 48.0%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 34.9%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 13.1%となっています。

小学生児童では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 60.7%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 26.2%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 10.4%となっています。

2. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

■子育て支援サービスの現在の利用状況と今後の利用希望(単数回答)

【未就学児童】



■現在の利用状況 令和5年度調査(n=543) ■現在の利用状況 平成30年度調査(n=491)
 ■利用希望 令和5年度調査(n=152) ■利用希望 平成30年度調査(n=491)

※「不明・無回答」を除いて集計。

現在の利用状況では、「保育所(園)(認可保育所(園))」が 51.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が 25.2%、「幼稚園の預かり保育」が 10.3%となっています。

利用希望では、「保育所(園)(認可保育所(園))」が 52.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が 22.4%、「幼稚園の預かり保育」が 14.5%となっています。

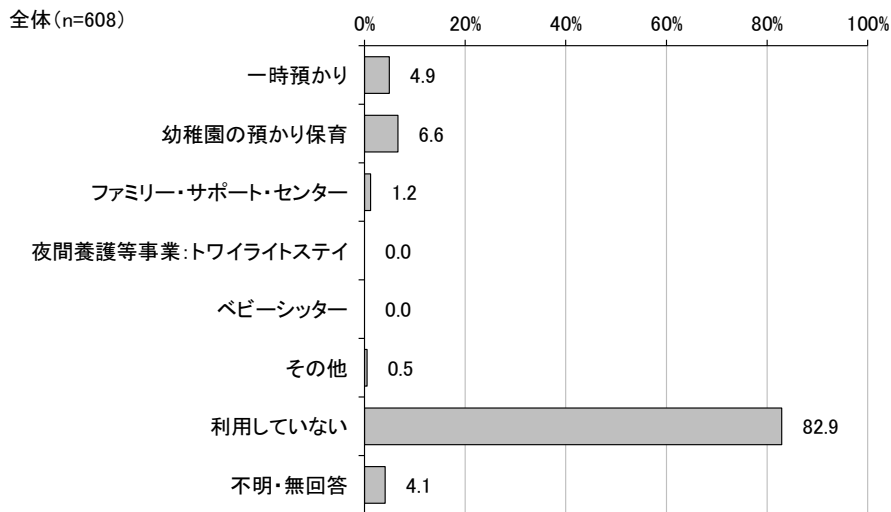
平成 30 年度調査と比較すると、現在の利用状況では、「幼稚園の預かり保育」、「保育所(園)(認可保育所(園))」の割合が高く、一方で「幼稚園」の割合が低くなっています。

利用希望では、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「保育所(園)(認可保育所(園))」の割合が高く、特に「保育所(園)(認可保育所(園))」の割合が高くなっています。

3. お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

■不定期に利用している教育・保育事業(複数回答)

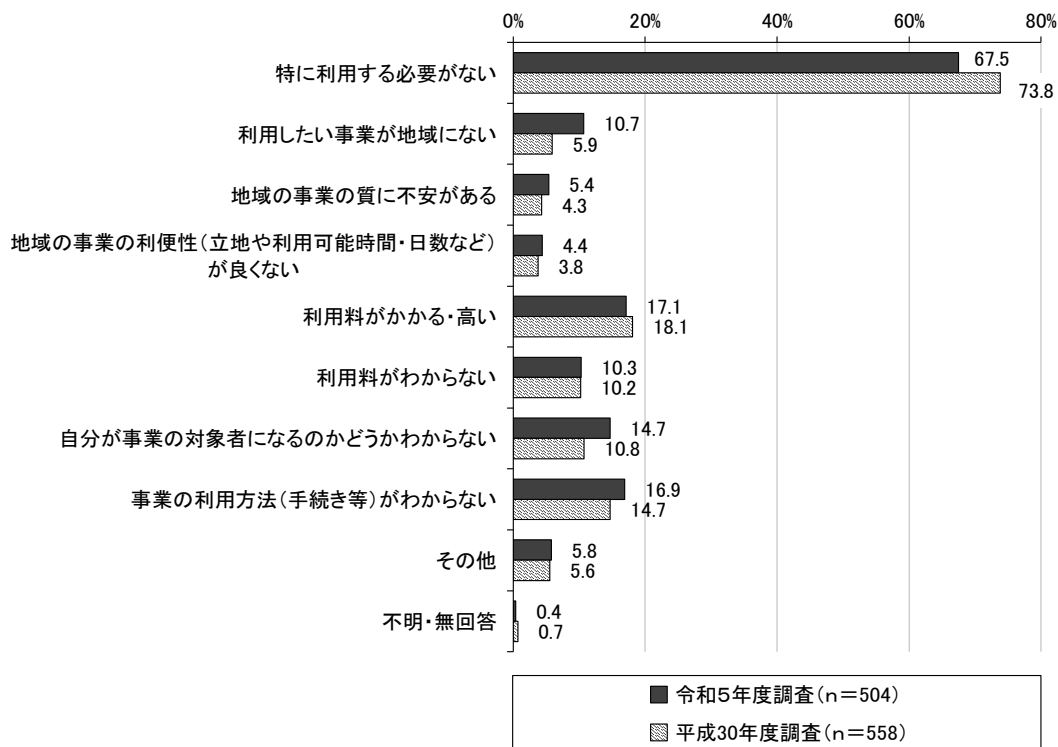
【未就学児童】



「利用していない」が 82.9%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 6.6%、「一時預かり」が 4.9%となっています。

■利用していない理由(複数回答)

【未就学児童】

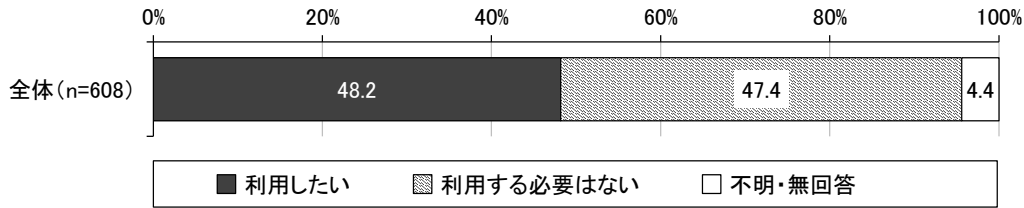


「特にご利用する必要がない」が 67.5%と最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」が 17.1%、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」が 16.9%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「自分が事業の対象者になるかどうかわからない」、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」の割合が高くなっています。

■ 不特定の教育・保育事業の利用意向(単数回答)

【未就学児童】

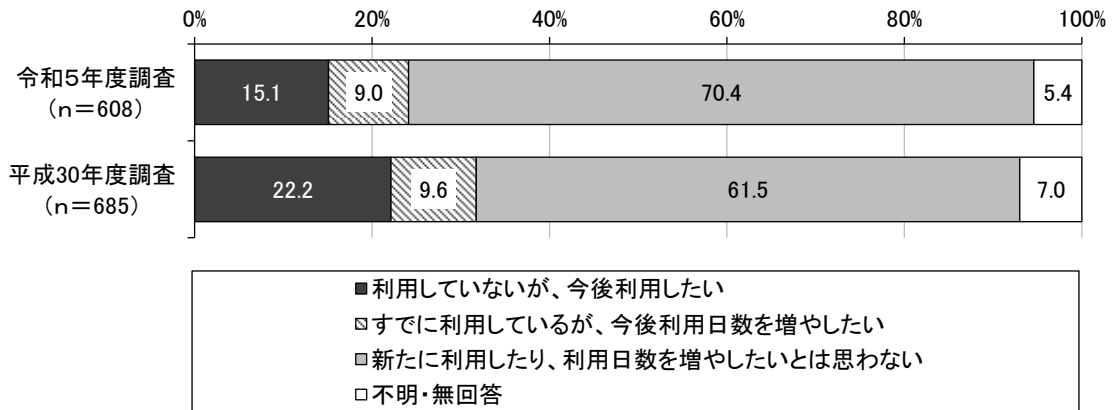


「利用したい」が 48.2%、「利用する必要はない」が 47.4%となっています。

4. 地域の子育て支援事業の利用状況について

■ 地域子育て支援拠点事業の利用意向(単数回答)

【未就学児童】



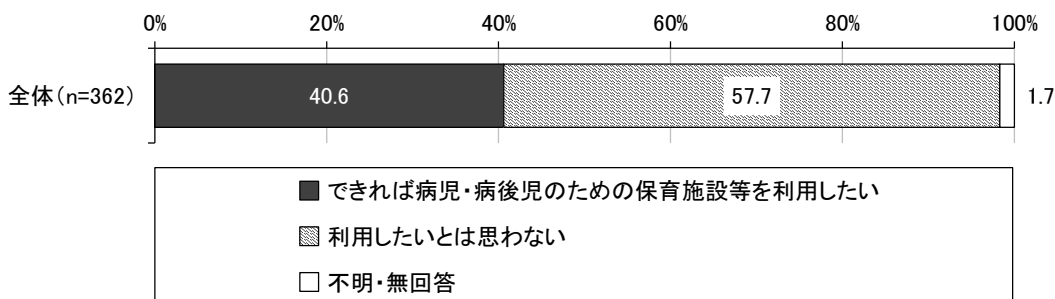
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 70.4%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 15.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 9.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が高く、「利用していないが、今後利用したい」の割合が低くなっています。

5. 病気の際の対応について

■病児・病後児保育の利用意向(単数回答)

【未就学児童】



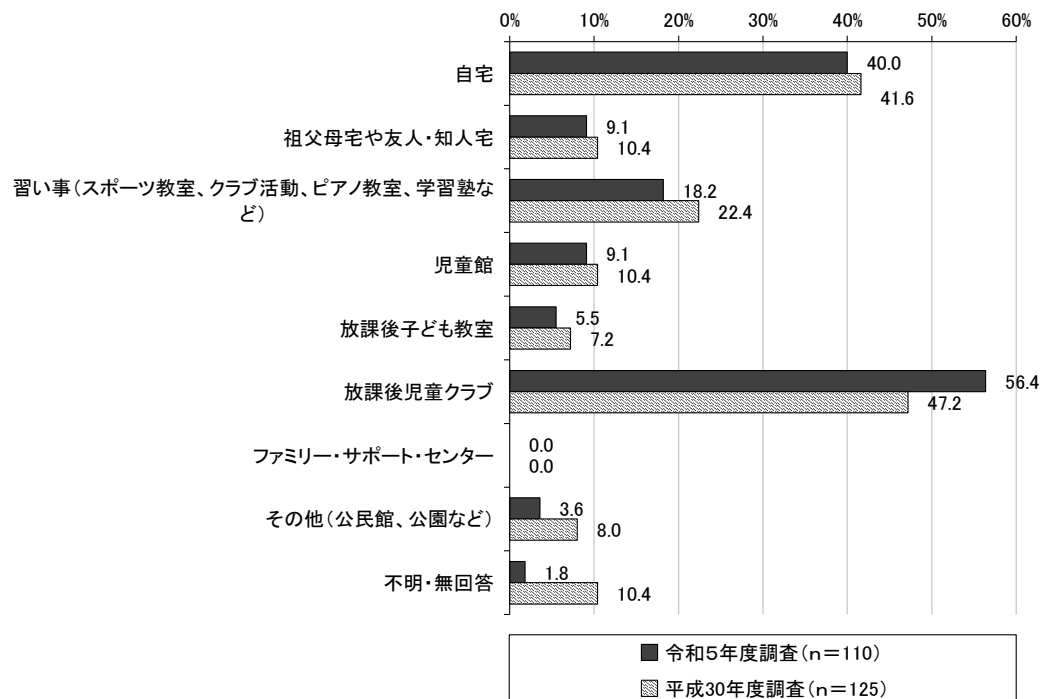
お子さんが病気やけがで教育・保育施設等を利用できず、父親または母親が休んだと回答した人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が 40.6%、「利用したいとは思わない」が 57.7% となっています。

6. お子さんの小学校就学後の放課後の過ごし方について

■放課後の過ごし方(複数回答)

① 低学年（1～3年生）の期間に過ごさせたい放課後の居場所

【未就学児童】



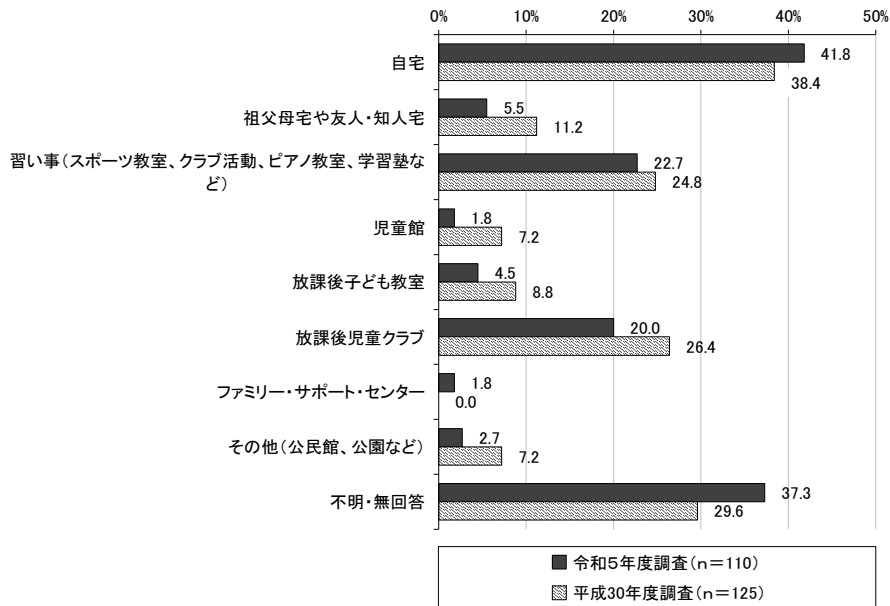
※令和5年度調査:あて名のお子さんが来年度、小学校へ入学する方のみ(5歳以上)

「放課後児童クラブ」が 56.4%と最も高く、次いで「自宅」が 40.0%、「習い事(スポーツ教室、クラブ活動、ピアノ教室、学習塾など)」が 18.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。

② 高学年（4～6年生）の期間に過ごさせたい放課後の居場所

【未就学児童】



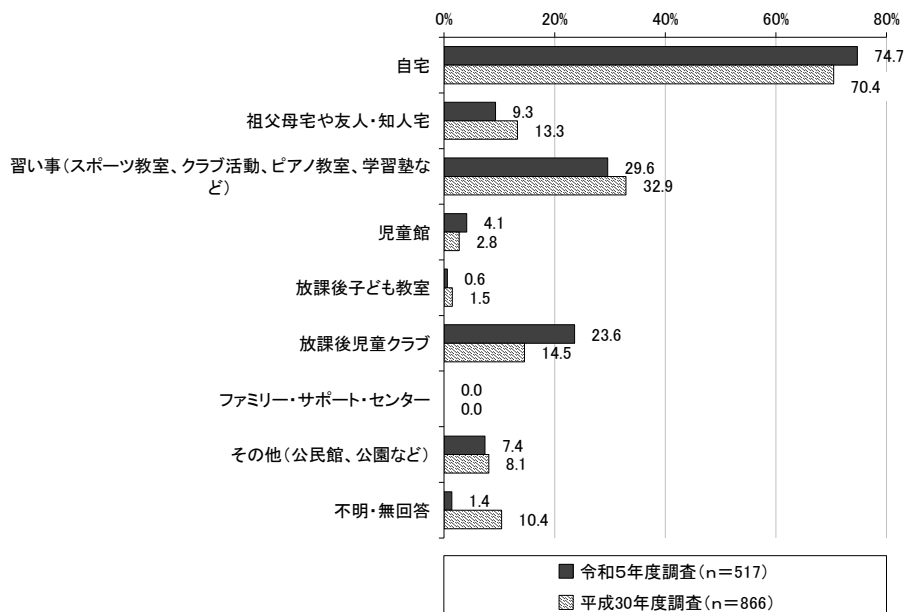
※令和5年度調査:あて名のお子さんが来年度、小学校へ入学する方のみ(5歳以上)

「自宅」が 41.8%と最も高く、次いで「習い事(スポーツ教室、クラブ活動、ピアノ教室、学習塾など)」が 22.7%、「放課後児童クラブ」が 20.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」、「児童館」、「放課後児童クラブ」の割合が低くなっています。特に、「放課後児童クラブ」の割合が低くなっています。

③ 現在過ごしている放課後の居場所

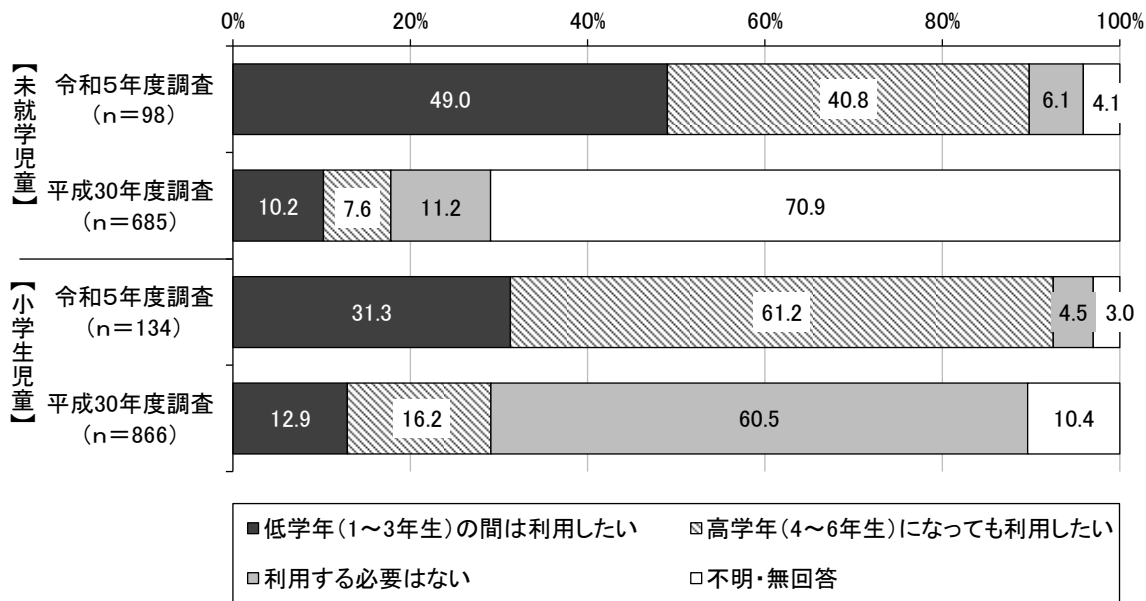
【小学生児童】



「自宅」が 74.7%と最も高く、次いで「習い事(スポーツ教室、クラブ活動、ピアノ教室、学習塾など)」が 29.6%、「放課後児童クラブ」が 23.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。

④ 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望(単数回答)



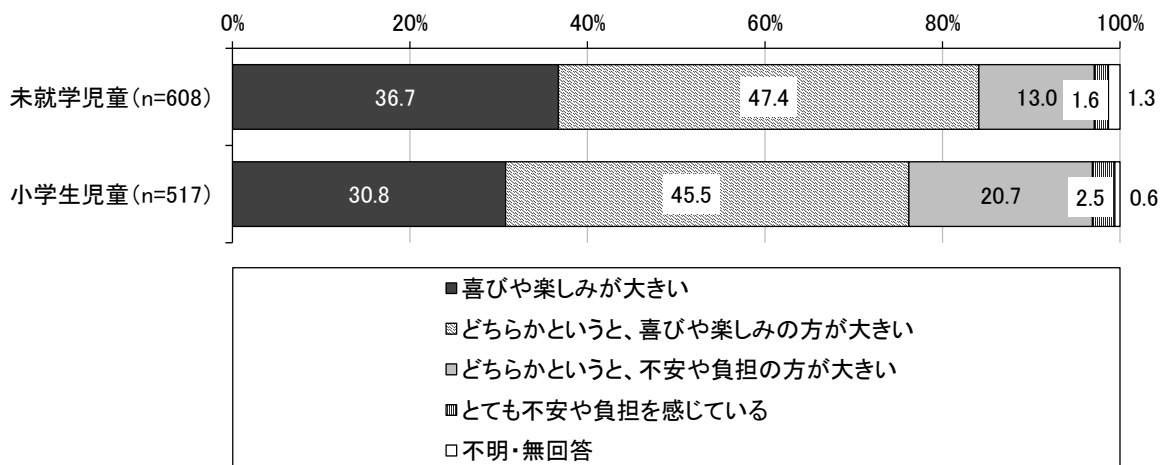
未就学児童では、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が 49.0%と最も高く、次いで「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が 40.8%、「利用する必要はない」が 6.1%となっています。

小学生児童では、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が 61.2%と最も高く、次いで「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が 31.3%、「利用する必要はない」が 4.5%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、未就学児童・小学生児童ともに「低学年(1~3年生)の間は利用したい」、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」の割合が高くなっています。また、小学生児童においては、「利用する必要はない」の割合が低くなっています。

7. 家庭の子育てについて

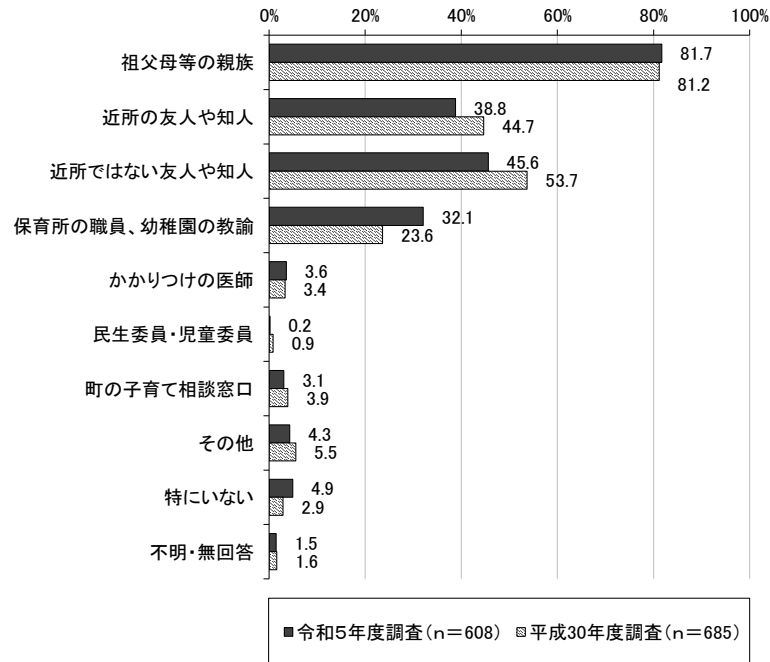
■子育てに関して感じていること(単数回答)



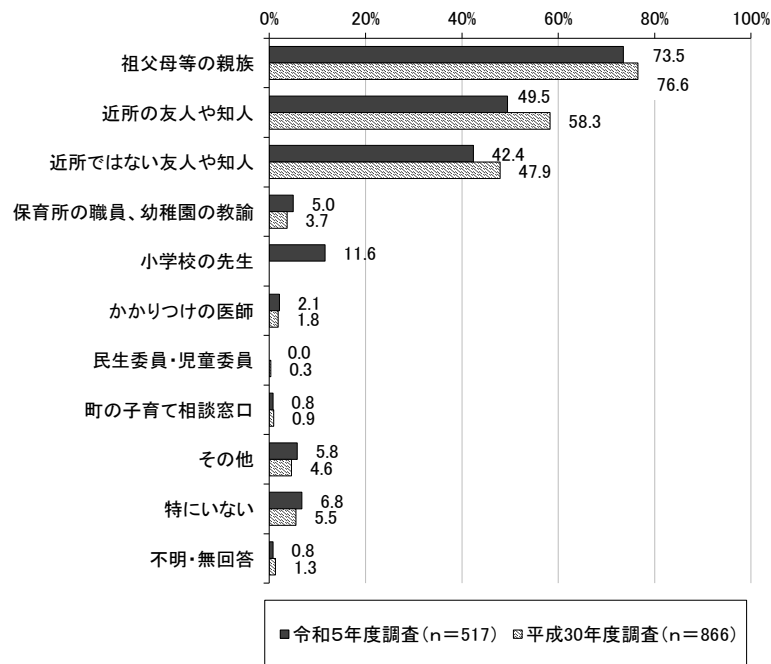
未就学児童・小学生児童ともに「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」が4割台と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が未就学児童では 36.7%、小学生児童では 30.8%、「どちらかという、不安や負担の方が大きい」が未就学児童では 13.0%、小学生児童では 20.7%となっています。

■子育てに関して気軽に相談できる先(複数回答)

【未就学児童】



【小学生児童】



※小学生児童の回答項目「小学校の先生」については、令和5年度調査のみの項目。

未就学児童では、「祖父母等の親族」が 81.7%と最も高く、次いで「近所ではない友人や知人」が 45.6%、「近所の友人や知人」が 38.8%となっています。

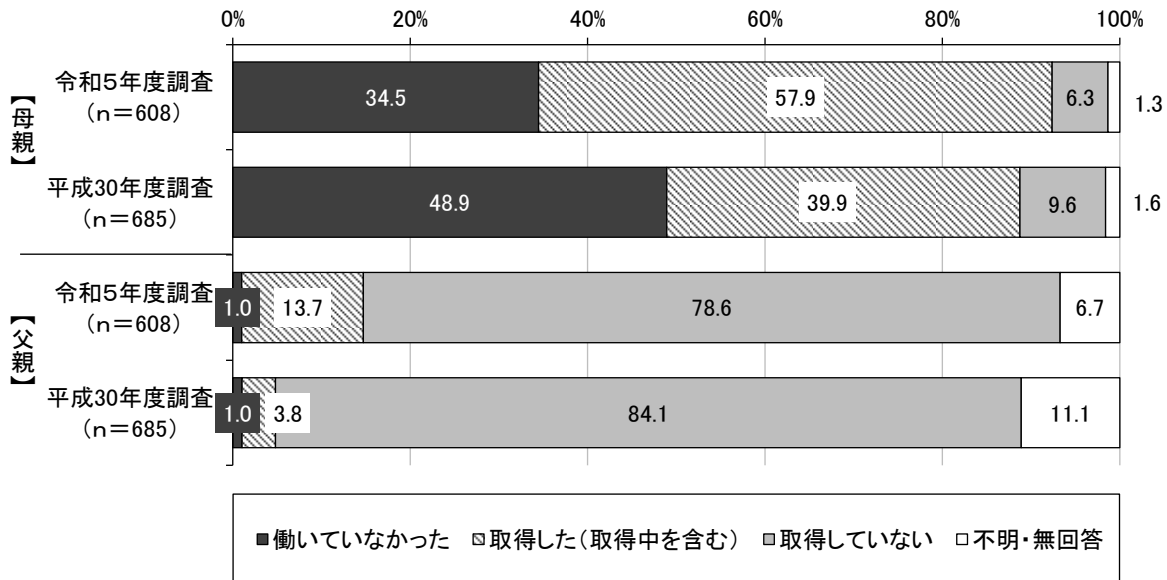
小学生児童では、「祖父母等の親族」が 73.5%と最も高く、次いで「近所の友人や知人」が 49.5%、「近所ではない友人や知人」が 42.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、未就学児童では、「保育所の職員、幼稚園の教諭」の割合が高く、小学生児童では、「保育所の職員、幼稚園の教諭」の割合が高くなっています。また、未就学児童・小学生児童ともに「特にいない」の割合が増加傾向となっています。

8. 仕事と子育ての両立について

■育児休業制度の利用状況(単数回答)

【未就学児童】



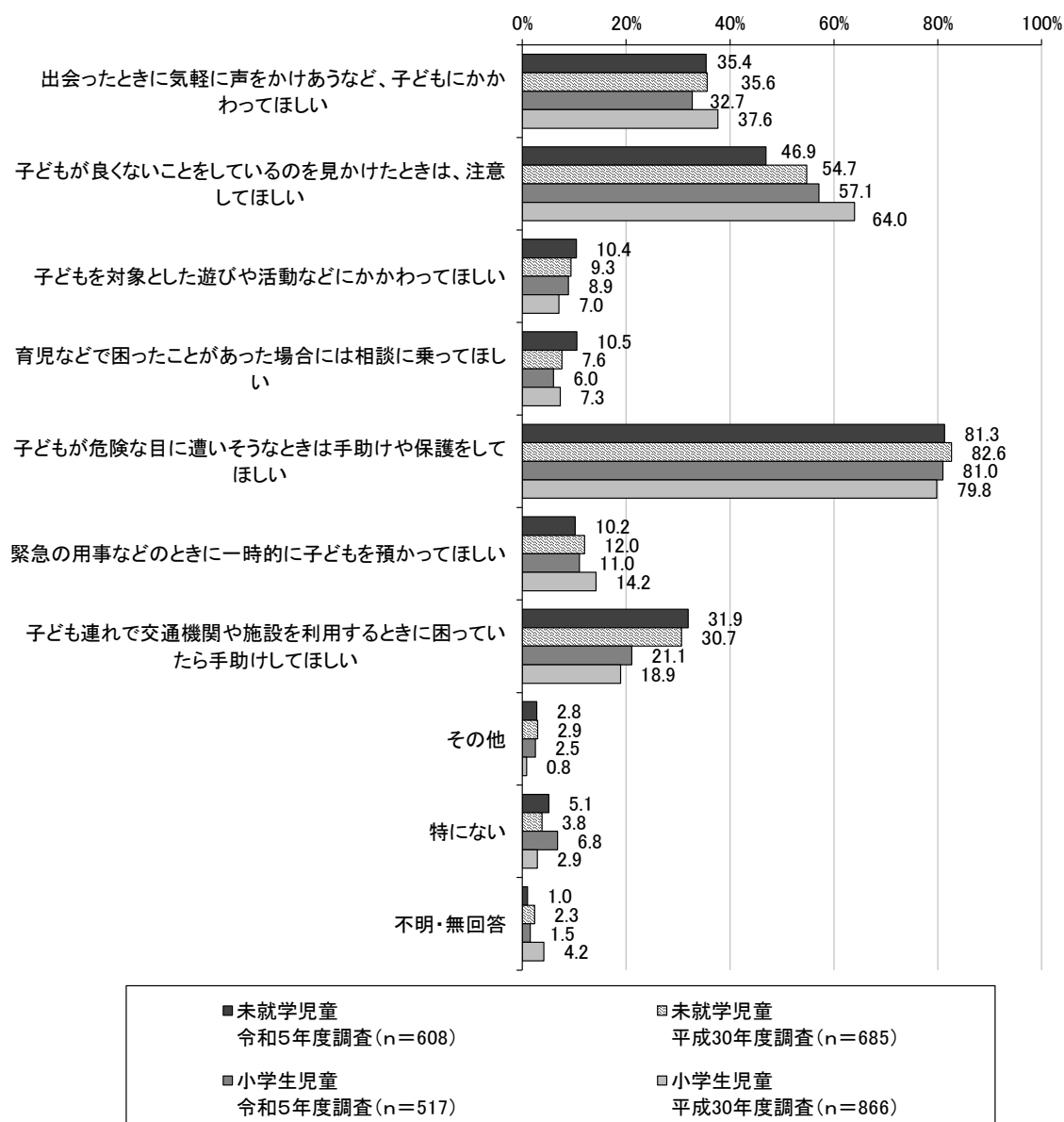
母親については、「取得した(取得中を含む)」が 57.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 34.5%、「取得していない」が 6.3%となっています。

父親については、「取得していない」が 78.6%と最も高く、次いで「取得した(取得中を含む)」が 13.7%、「働いていなかった」が 1.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、母親・父親ともに「取得した(取得中を含む)」の割合が高くなっています。

9. 安全・安心な地域づくりについて

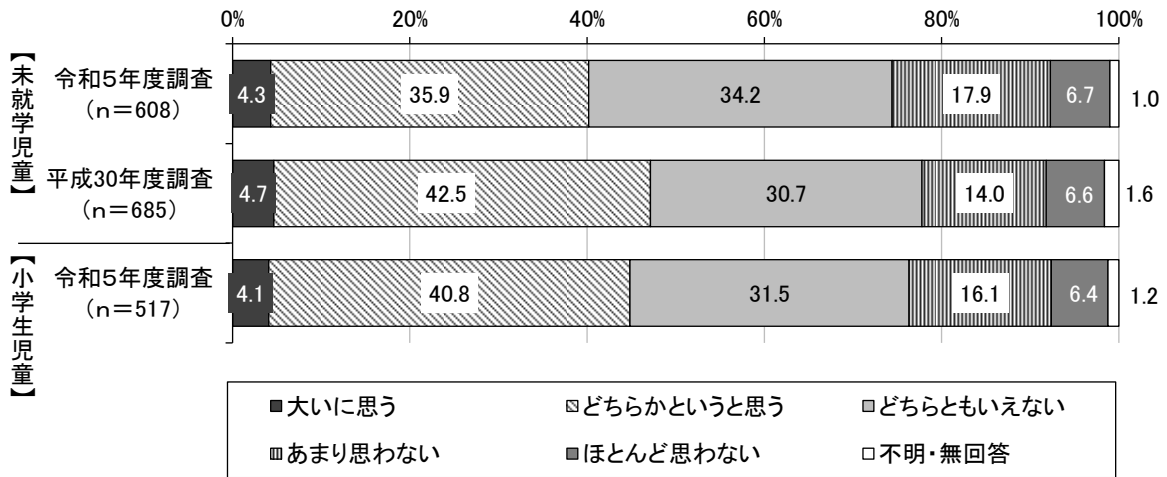
■子育てに関して近所や地域で望むこと(複数回答)



未就学児童・小学生児童ともに「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」が8割台と最も高く、次いで「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が未就学児童では46.9%、小学生児童では57.1%、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が未就学児童では35.4%、小学生児童では32.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、未就学児童・小学生児童ともに「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」の割合が低くなっています。

■子育てしやすい環境であるか(単数回答)

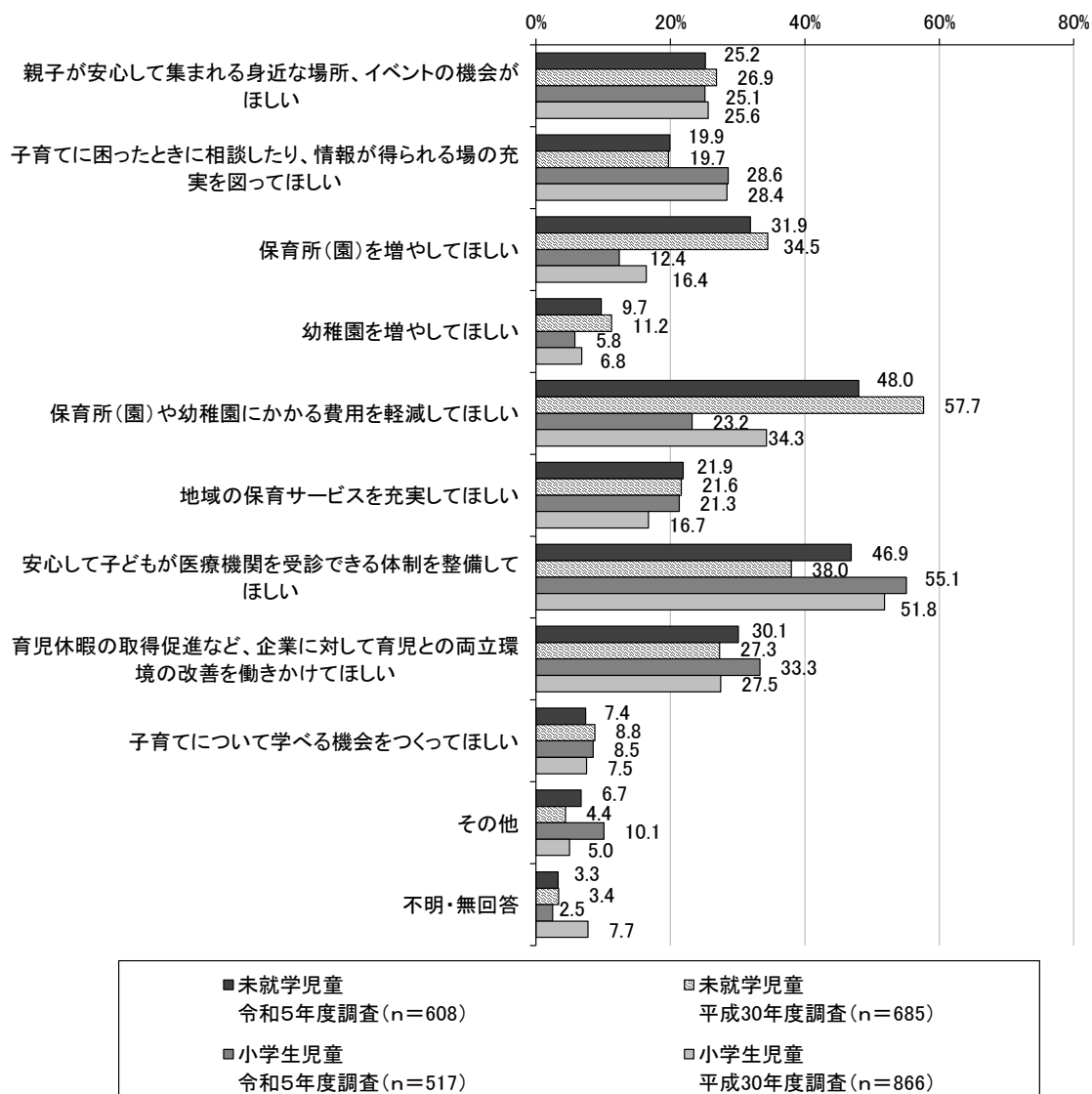


未就学児童・小学生児童ともに「どちらかというと思う」が4割前後と最も高く、次いで「どちらともいえない」が未就学児童では34.2%、小学生児童では31.5%、「あまり思わない」が未就学児童では17.9%、小学生児童では16.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、未就学児童では、「どちらかというと思う」の割合が低くなっています。

10. 今後の町の取り組みについて

■子育て支援について期待すること(複数回答)



未就学児童では「保育所(園)や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が 48.0%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が 46.9%、「保育所(園)を増やしてほしい」が 31.9%となっています。

小学生児童では「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が 55.1%と最も高く、次いで「育児休暇の取得促進など、企業に対して育児との両立環境の改善を働きかけてほしい」が 33.3%、「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場の充実を図ってほしい」が 28.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、未就学児童では、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」、小学生児童では、「育児休暇の取得促進など、企業に対して育児との両立環境の改善を働きかけてほしい」の割合が高くなっています。一方で、未就学児童・小学生児童ともに「保育所(園)や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」の割合が低くなっています。

4. ヤングケアラー調査概要

(1) 調査の概要

本調査は、町内の小学生、中学生、高校生の皆さまから、学校や家庭生活の中での悩みや困りごとなどについてお伺いし、小中高生の生活実態を把握するために実施しました。

項目	内容
調査地域	柴田町全域
調査対象者	柴田町立学校に通学している小学4年生、5年生、6年生 柴田町立学校に通う中学生、西住小学校区から大河原中学校に通う中学生、町内在住の高校生世代
調査期間	令和6年2月20日～3月6日
調査方法	学校配布・回収、WEB回答方式（小学生） 学校及び郵送配布・回収、WEB回答方式（中学生・高校生）
配布・回収	小学生：893人（回収数832件）（回収率93.2%） 中学生：966人（回収数689件）（回収率71.3%） 高校生：1,021人（回収数287件）（回収率28.1%）

■アンケート結果の見方

調査結果の数値については、小数点第2位以下で四捨五入しているため、内訳を合計しても100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

なお、回答者を「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

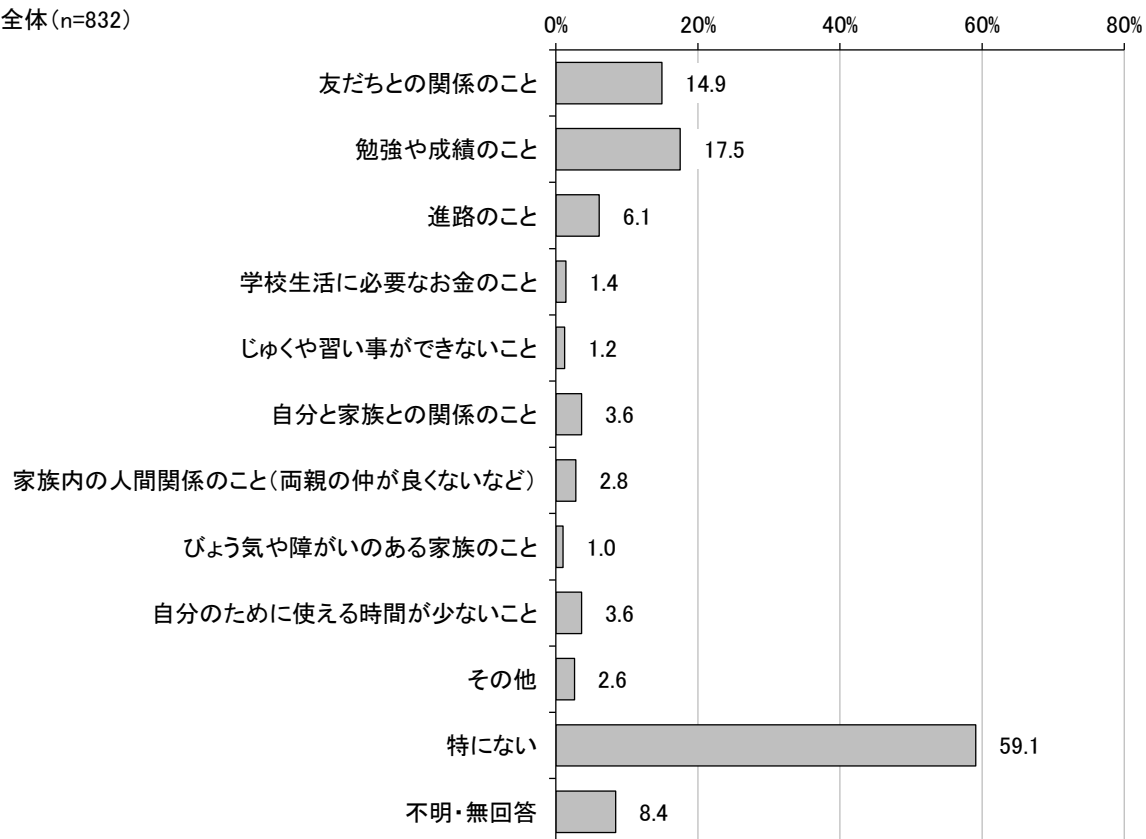
(2) 調査の結果抜粋

① 学校生活やふだんの生活について

■ 悩みや困りごとはあるか(複数回答)

【小学生】

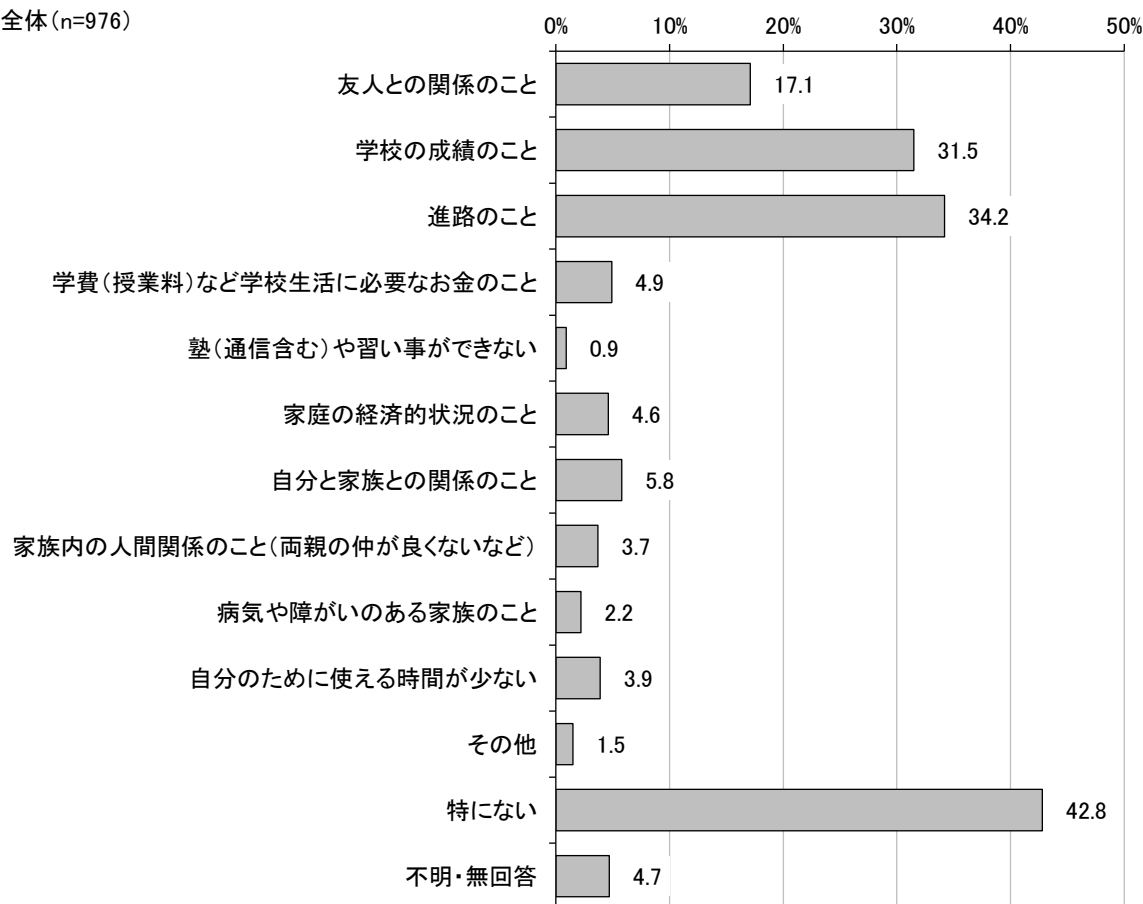
全体 (n=832)



「特にない」が 59.1%と最も高く、次いで「勉強や成績のこと」が 17.5%、「友だちとの関係のこと」が 14.9% となっています。

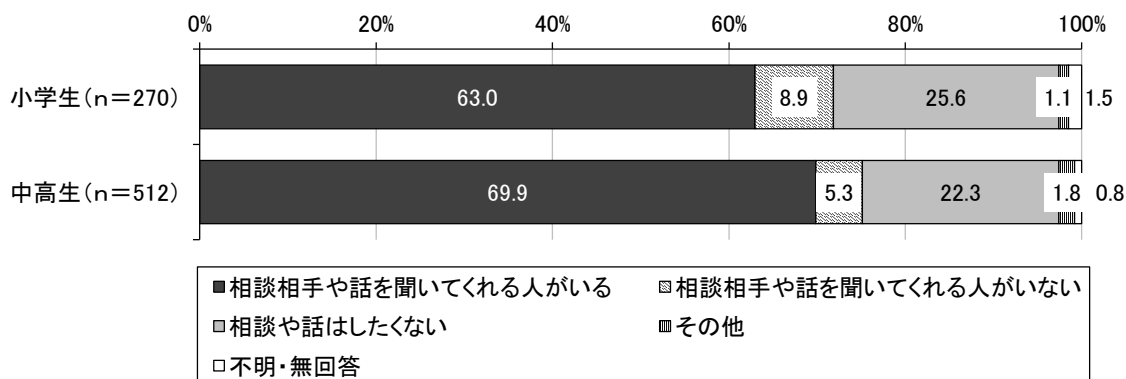
【中高生】

全体(n=976)



「特にない」が 42.8%と最も高く、次いで「進路のこと」が 34.2%、「学校の成績のこと」が 31.5%となっています。

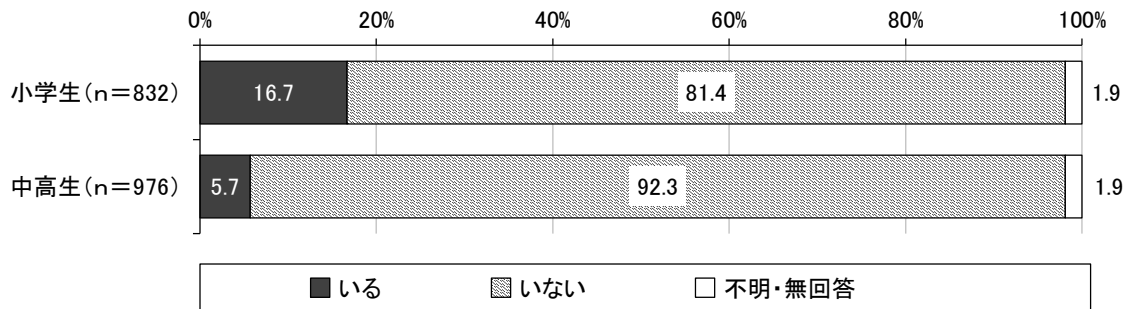
■悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人がいるか(単数回答)



小学生・中高生ともに「相談相手や話を聞いてくれる人がいる」が6割以上と最も高く、次いで「相談や話はしたくない」が2割台、「相談相手や話を聞いてくれる人がいない」が約1割以下となっています。

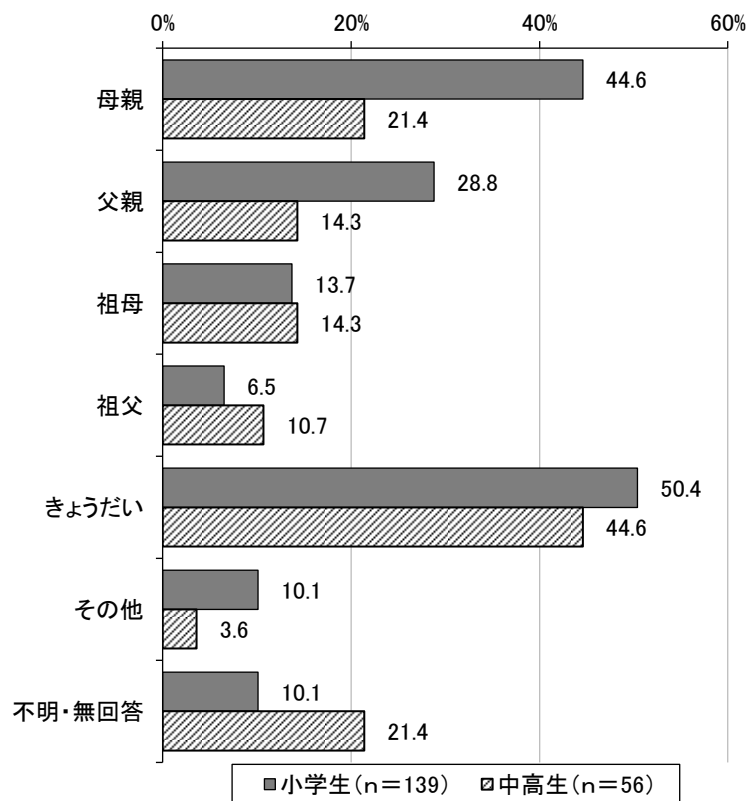
② おうちや家族のことについて

■家族の中にあなたがお世話をしている人がいるか(単数回答)



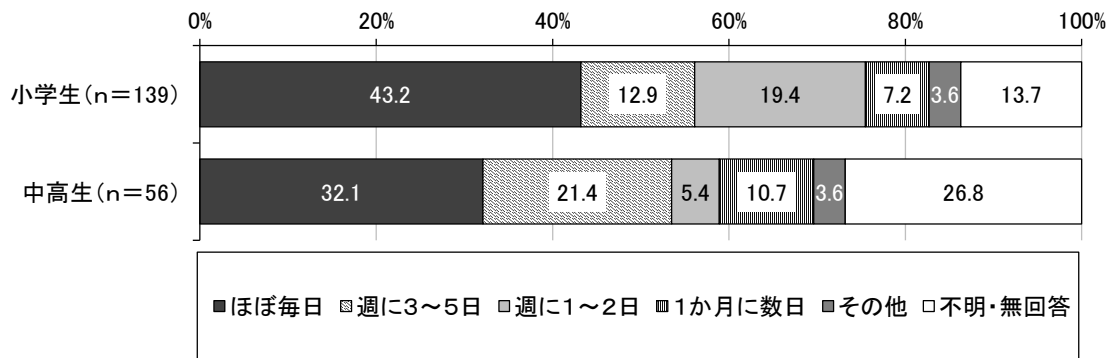
小学生では、「いる」が16.7%、「いない」が81.4%となっています。中高生においても「いる」が5.7%、「いない」が92.3%となっています。

■お世話しているのはだれか(複数回答)



小学生では、「きょうだい」が50.4%と最も高く、次いで「母親」が44.6%、「父親」が28.8%となっています。中高生では、「きょうだい」が44.6%と最も高く、次いで「母親」が21.4%、「父親」「祖母」が14.3%となっています。

■お世話の頻度(単数回答)

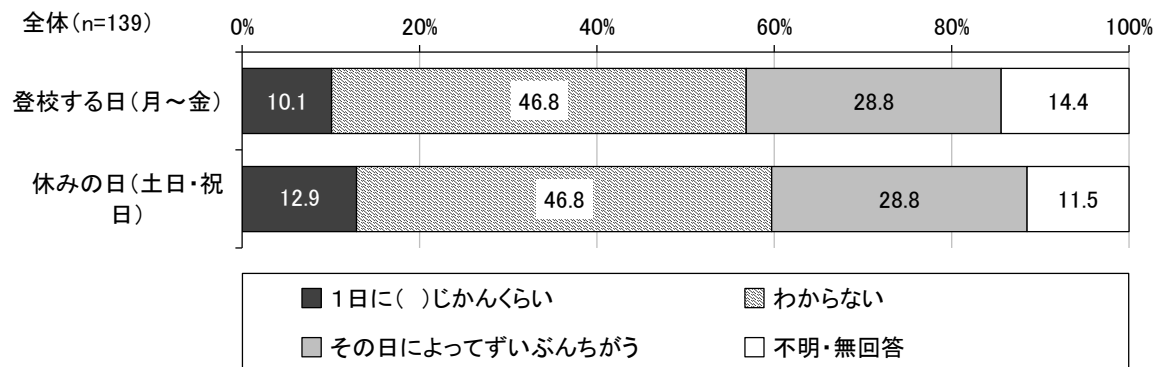


小学生では、「ほぼ毎日」が 43.2%と最も高く、次いで「週に1~2日」が 19.4%、「週に3~5日」が 12.9% となっています。

中高生では、「ほぼ毎日」が 32.1%と最も高く、次いで「週に3~5日」が 21.4%、「1か月に数日」が 10.7% となっています。

■ 1日あたりのお世話の頻度(単数回答)

【小学生】



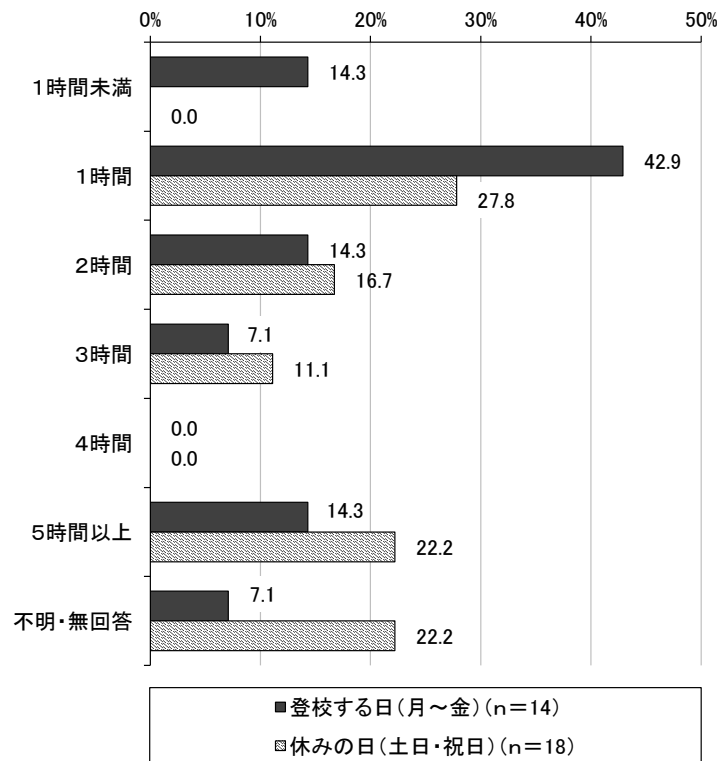
登校する日(月~金)では、「わからない」が 46.8%と最も高く、次いで「その日によってずいぶんちがう」が 28.8%、「1日に()じかんくらい」が 10.1%となっています。

休みの日(土日・祝日)では、「わからない」が 46.8%と最も高く、次いで「その日によってずいぶんちがう」が 28.8%、「1日に()じかんくらい」が 12.9%となっています。

※1日あたりのお世話の頻度で「1日に()じかんくらい」を選んだ方

■ 1日のお世話時間(数字記入)

【小学生】



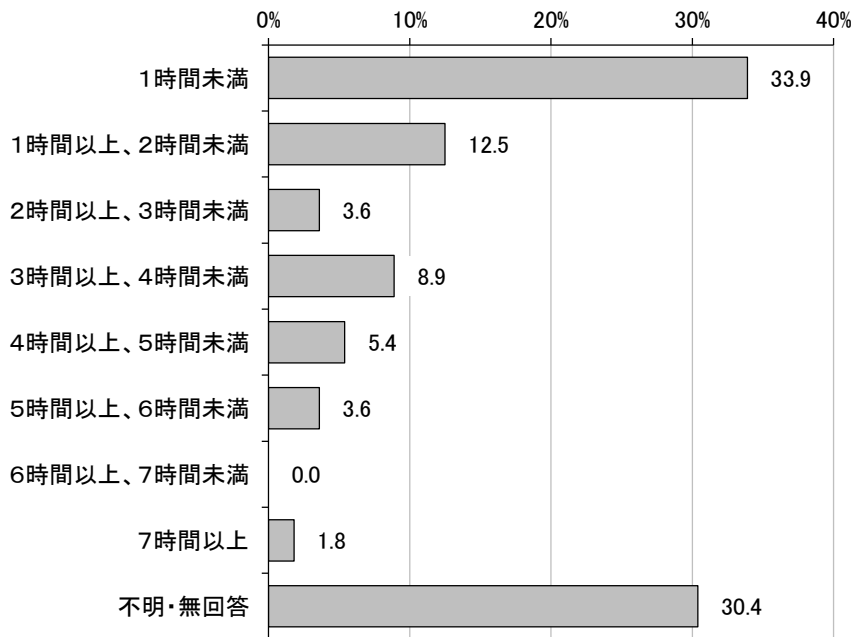
登校する日(月～金)では、「1時間」が42.9%と最も高く、次いで「1時間未満」「2時間」「5時間以上」が14.3%、「3時間」が7.1%となっています。

休みの日(土日・祝日)では、「1時間」が27.8%と最も高く、次いで「5時間以上」が22.2%、「2時間」が16.7%となっています。

■学校に登校する日のお世話時間（月～金）（単数回答）

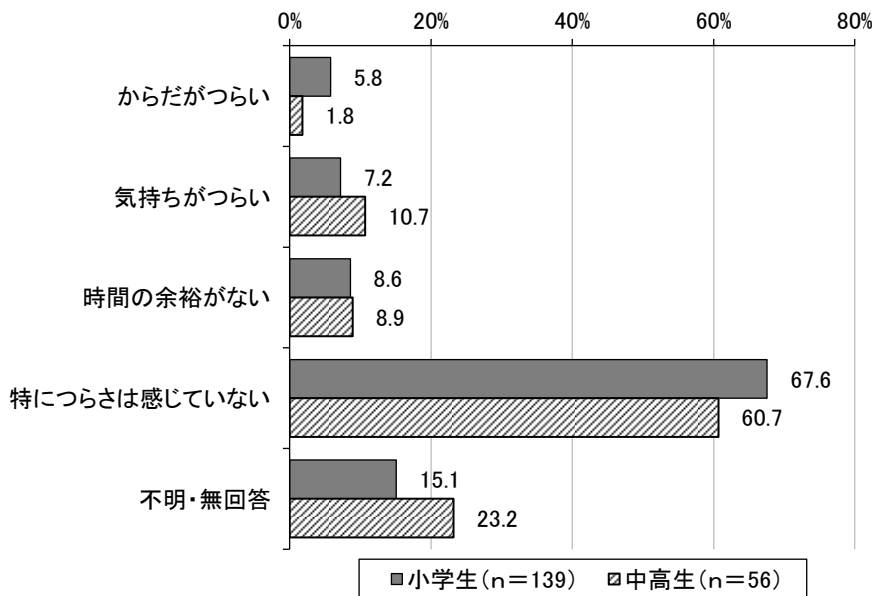
【中高生】

全体（n=56）



「1時間未満」が33.9%と最も高く、次いで「1時間以上、2時間未満」が12.5%、「3時間以上、4時間未満」が8.9%となっています。

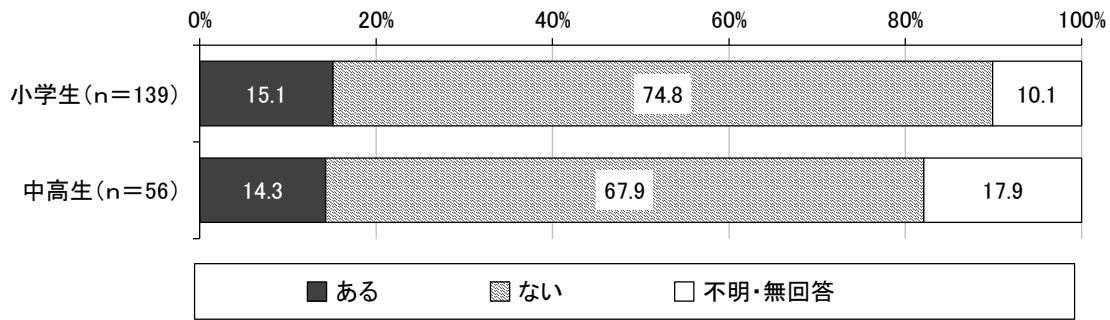
■お世話をするにつらさを感じているか（複数回答）



小学生では、「特につらさを感じていない」が67.6%と最も高く、次いで「時間の余裕がない」が8.6%、「気持ちがつらい」が7.2%となっています。

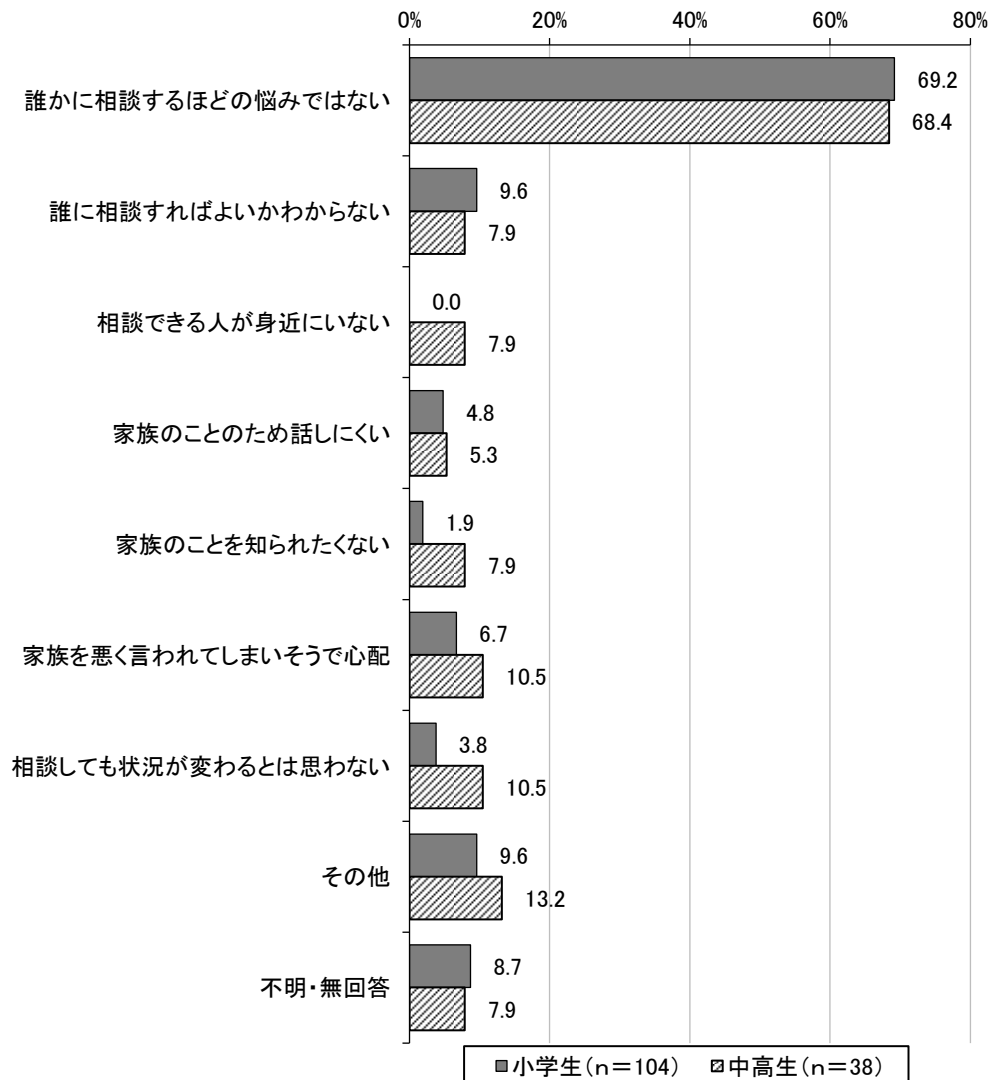
中高生では、「特につらさを感じていない」が60.7%と最も高く、次いで「気持ちがつらい」が10.7%、「時間の余裕がない」が8.9%となっています。

■お世話の悩みについて相談したことがあるか(単数回答)



小学生では、「ある」が 15.1%、「ない」が 74.8%となっています。中高生では、「ある」が 14.3%、「ない」が 67.9%となっています。

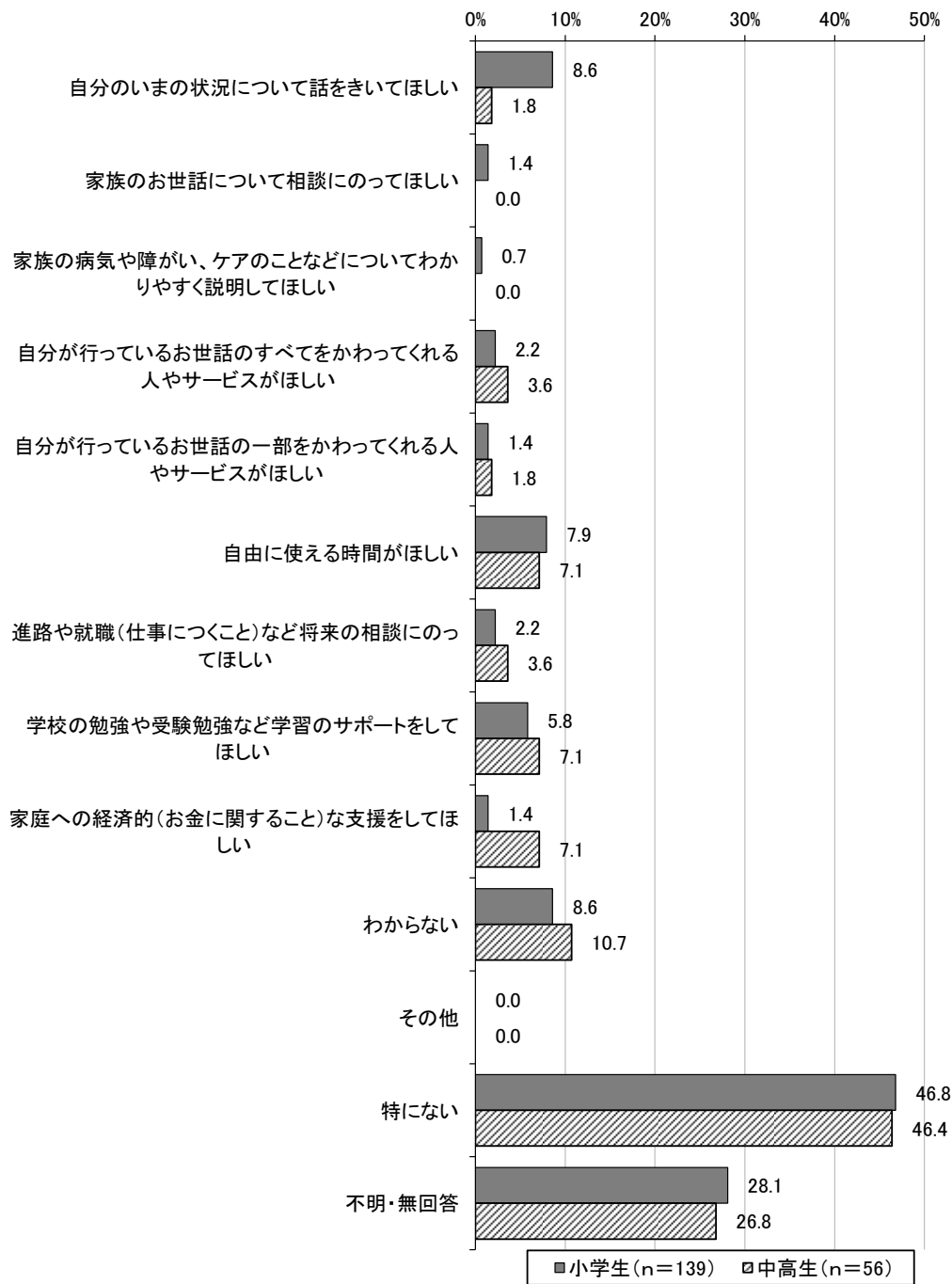
■相談しない理由(複数回答)



小学生では、「誰かに相談するほどの悩みではない」が 69.2%と最も高く、次いで「誰に相談すればよいかわからない」「その他」が 9.6%、「家族を悪く言われてしまいそうで心配」が 6.7%となっています。

中高生では、「誰かに相談するほどの悩みではない」が 68.4%と最も高く、次いで「その他」が 13.2%、「家族を悪く言われてしまいそうで心配」「相談しても状況が変わるとは思わない」が 10.5%となっています。

■ 助けてほしいことや、必要としている支援(複数回答)

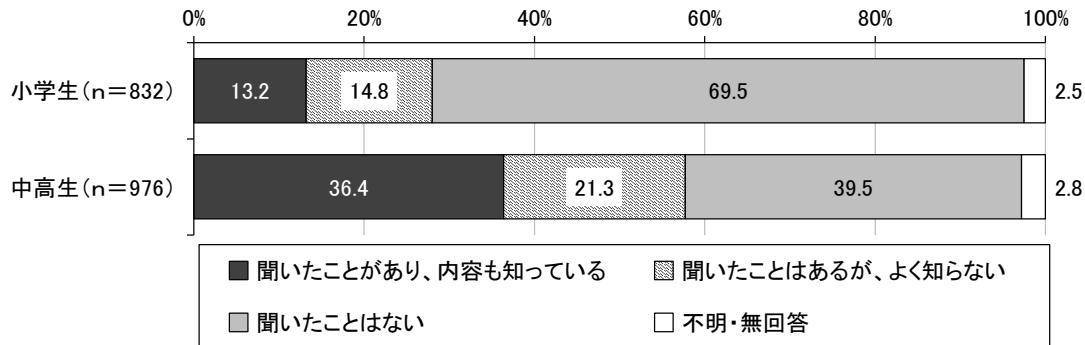


小学生では、「特にない」が 46.8%と最も高く、次いで「自分のいまの状況について話をきいてほしい」「わからない」が 8.6%、「自由に使える時間がほしい」が 7.9%となっています。

中高生では、「特にない」が 46.4%と最も高く、次いで「わからない」が 10.7%、「自由に使える時間がほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポートをしてほしい」「家庭への経済的(お金に関する)な支援をしてほしい」が 7.1%となっています。

③ ヤングケアラーについて

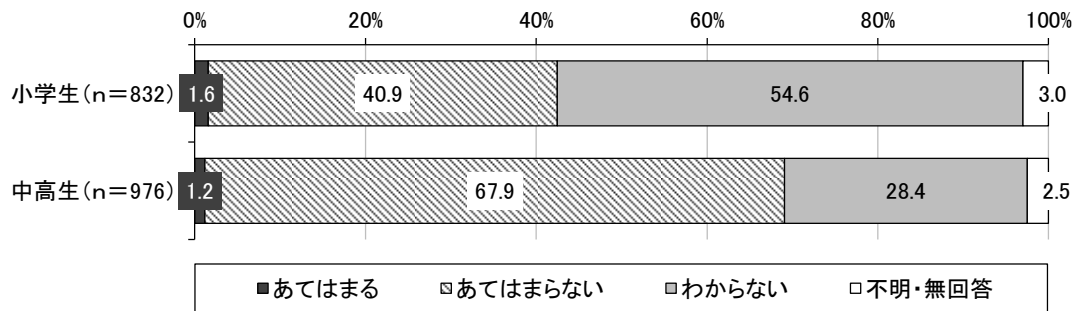
■「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか(単数回答)



小学生では、「聞いたことはない」が 69.5%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が 14.8%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 13.2%となっています。

中高生では、「聞いたことはない」が 39.5%と最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容も知っている」が 36.4%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 21.3%となっています。

■「ヤングケアラー」にあてはまると思うか(単数回答)



小学生では、「わからない」が 54.6%と最も高く、次いで「あてはまらない」が 40.9%、「あてはまる」が 1.6%となっています。

中高生では、「あてはまらない」が 67.9%と最も高く、次いで「わからない」が 28.4%、「あてはまる」が 1.2%となっています。

※「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか×「ヤングケアラー」にあてはまると思うか

【小学生】

		「ヤングケアラー」にあてはまると思うか				計
		あてはまる	あてはまらない	わからない	不明・無回答	
「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか	聞いたことがあり、内容も知っている	3人 0.36%	92人 11.06%	14人 1.68%	1人 0.12%	110人 13.22%
	聞いたことはあるが、よく知らない	1人 0.12%	73人 8.77%	49人 5.89%	0人 0.00%	123人 14.78%
	聞いたことはない	9人 1.08%	172人 20.67%	383人 46.03%	14人 1.68%	578人 69.47%
	不明・無回答	0人 0.00%	3人 0.36%	8人 0.96%	10人 1.20%	21人 2.52%
計		13人 1.56%	340人 40.87%	454人 54.57%	25人 3.00%	832人 100.00%

5. 子ども・子育て支援策の現状

第2期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下の通りです。

※『認定区分と提供施設』については、P70をご覧ください。

(1) 教育・保育提供体制の確保状況

■ 1号認定及び教育希望が強い2号認定の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策（計画値）	580	580	580	580	580
幼稚園	60	60	60	60	60
施設型給付を受けない幼稚園	520	520	520	520	520
量の見込み（1号認定及び教育希望が強い2号認定）	494	470	433	424	412
確保数（町内在住児童の実績）	460	460	440	397	—
幼稚園	57	60	69	60	—
施設型給付を受けない幼稚園	403	400	371	337	—

全体では、実績が計画値を下回っています。内訳をみると、施設型給付を受けない幼稚園は、実績が計画値を下回る状況が続いている一方で、幼稚園は、令和4年度に実績が計画値を上回っています。

■ 2号認定（保育希望）の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策（計画値）	313	313	313	313	313
保育所	308	308	308	308	308
認可外保育施設	5	5	5	5	5
量の見込み（2号認定）	327	328	317	327	332
確保数（実績）	320	326	335	326	—
保育所	318	323	330	324	—
認可外保育施設	2	3	5	2	—

全体では、実績が計画値を上回っています。内訳をみると、認可外保育施設は、令和4年度以外では2～3人と推移しており、計画値を下回っている一方で、保育所は、実績が計画値を上回る状況が続いており、とくに令和4年度が増加しています。

■ 2号認定待機児童の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳児	2	2	1	0	2

令和5年度以外は、1～2人で推移しています。

■ 3号認定の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策（計画値）	267	267	267	267	267
保育所	162	162	162	162	162
地域型保育	94	94	94	94	94
認可外保育施設	11	11	11	11	11
量の見込み（3号認定）	274	285	298	290	291
確保数（実績）	263	276	266	299	—
保育所	155	167	158	193	—
地域型保育	95	105	104	106	—
認可外保育施設	13	4	4	0	—

全体では、令和3年度・令和5年度に実績が計画値を上回っています。内訳をみると、保育所は令和3年度・令和5年度、地域型保育では毎年度、実績が計画値を上回っています。認可外保育施設では、令和3年度以降、実績が計画値を下回っています。

■ 3号認定待機児童の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	2	9	10	2	2
1、2歳児	20	12	5	8	10
合計	22	21	15	10	12

0歳児では、令和3年度・令和4年度に大きく増加したものの、毎年度2人で推移しています。一方、1、2歳児では令和4年度以降、増加して推移しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

① 利用者支援事業

家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の推移

(単位：実施か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保数 (実績)	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

利用者支援事業は、「基本型」、「母子保健型」とともに、計画値どおりの実績となっています。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の相互交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

■地域子育て支援拠点事業の推移

(単位：利用者数(年間延べ人数)/実施か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	16,776	16,620	16,596	16,332	16,032
	実施か所数	2	2	2	2	2
確保数 (実績)	利用者数	8,816	8,917	7,052	9,965	—
	実施か所数	2	2	2	2	2

利用者数の実績が計画値を下回る状況が続いています。また、令和4年度の実績が大きく減少したものの、令和5年度では増加しています。

③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状況の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた各種検査を実施します。

■妊婦健康診査の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	251	247	243	237	233
確保数 (実績)	利用者数	235	191	192	159	—

出生数が減少しており、実績も計画値を下回る状況が続いています。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	255	251	247	243	237
確保数 (実績)	利用者数	203	225	189	175	—

出生数が減少しており、実績も計画値を下回る状況が続いています。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための指導・助言等を行う事業です。

■養育支援訪問事業の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	28	28	27	27	26
確保数 (実績)	利用者数	14	24	30	11	—

令和4年度のみ計画値を上回る利用となっています。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	0	0	0	0	0
確保数 (実績)	利用者数	0	0	0	3	—

令和4年12月より事業を開始していますが、当事業につながる世帯はあまり増えていません。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について取り扱っています。

■子育て援助活動支援事業の推移（就学児童のみ）（単位：年間延べ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	39	38	38	37	36
確保数 (実績)	利用者数	40	150	48	52	—

令和2年度から令和5年度にかけて実績が計画値を上回っており、令和3年度には新型コロナウイルス感染症対策のための小学校における一斉臨時休業により大幅に増加しています。

⑧ 一時預かり事業（幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外）

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）（単位：年間延べ人数/実施か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	17,750	18,250	18,750	19,250	19,750
	実施か所数	4	4	4	4	4
確保数 (実績)	利用者数	17,668	20,136	17,900	17,733	—
	実施か所数	4	4	4	4	4

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）

（単位：年間延べ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	一時預かり事業 (在園児対象型以外)による 計画利用者数	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)による計画利用者数	453	445	431	429	423
	計	6,213	6,205	6,191	6,189	6,183
確保数 (実績)	一時預かり事業 (在園児対象型以外)による 計画利用者数	2,286	2,112	2,185	1,851	—
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)による計画利用者数	302	238	234	227	—
	計	2,588	2,350	2,419	2,078	—

幼稚園預かり保育では、令和3年度に利用者数の実績が計画値を上回ったものの、それ以降は計画値内の利用となっています。幼稚園預かり保育以外では、実績が計画値を下回る状況が続いています。

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以外に保育を希望する場合に提供する事業です。

■延長保育事業の推移

（単位：年間延べ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	335	329	319	318	314
確保数 (実績)	利用者数	489	439	513	345	—

計画期間を通じて、実績が計画値を上回る利用となりました。

⑩ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■病児保育事業の推移

(単位：年間延べ人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	0	0	0	0	276
確保数 (実績)	利用者数	0	0	0	0	0

事業を実施しておりません。病児保育事業を実施するためには体制整備が必要です。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	利用者数	405	405	405	405	405
確保数 (実績)	利用者数	410	459	427	395	—

令和5年度を除き、実績が計画値を上回っており、利用ニーズは増加傾向にあります。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	該当者数	80	80	80	80	80
	確保数 (実績)	82	101	85	71	—

令和5年度を除き、実績が計画値を上回っていますので、該当者数は増加傾向にあります。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の特定教育・保育施設等運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

■ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の推移

(単位：人/実施か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策 (計画値)	該当者数	-	-	-	-	-
	実施か所数	-	-	-	-	-
確保数 (実績)	該当者数	-	-	-	-	-
	実施か所数	-	-	-	-	-

事業を実施しておらず、事業実施の可能性について検討を継続します。

6. 第2期計画の取り組みの評価検証

第2期計画における、子ども・子育て支援施策の評価は以下の表の通りです。

第2期計画の施策のうち、92.5%(AA～B)は有効な取り組みができた施策となっています。また、本計画においても継続して取り組む施策は全体で88.3%となっています。

基本施策別にみると、基本施策3と基本施策4については、100%有効に取り組むことができています。一方、基本施策2については、施策としてあまり取り組めなかった結果となっています。

基本施策	単位	評価							施策の方向性				
		AA	A	B	C	D	E	F	継続	充実・強化	見直し・改善	完了・終了	合計
1.子どもや親の心身の健康づくり	件	10	8	0	1	0	0	1	16	2	1	1	20
	%	50.0	40.0	0.0	5.0	0.0	0.0	5.0	80.0	10.0	5.0	5.0	100.0
2.親と子どもの学び環境の充実	件	3	4	10	1	0	0	2	16	0	3	1	20
	%	15.0	20.0	50.0	5.0	0.0	0.0	10.0	80.0	0.0	15.0	5.0	100.0
3.男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備	件	2	9	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11
	%	18.2	81.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
4.地域全体での子育て支援の推進	件	6	7	2	0	0	0	0	15	0	0	0	15
	%	40.0	46.7	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
5.社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援	件	1	18	7	2	0	0	0	25	0	2	1	28
	%	3.6	64.3	25.0	7.1	0.0	0.0	0.0	89.3	0.0	7.1	3.6	100.0
合計	件	22	46	19	4	0	0	3	83	2	6	3	94
	%	23.4	48.9	20.2	4.3	0.0	0.0	3.2	88.3	2.1	6.4	3.2	100.0

※評価はそれぞれの事業毎に行い、「AA」は「独自の事業として実施(有効)」のもの、「A」は「法令・制度に基づく事業で実施(有効)」のもの、「B」は「実施(概ね有効)」のもの、「C」は「実施(課題が残る)」のもの、「D」は「実施(実施したが利用等実績なし)」のもの、「E」は「一部実施」のもの、「F」は「未実施」のものを表しています。

(1) こどもや親の心身の健康づくり

●出産や育児不安への相談体制の充実

取り組み状況

- ・子育て世代包括支援センターや乳幼児相談で、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じる等の円滑な支援と相談できる体制を提供することで、育児不安の軽減を図りました。

課題・今後の方向性

- ・健やかな妊娠・出産・育児ができるよう伴走型相談支援を実施するとともに、核家族化が進み育児不安を抱える親が増加していることから、令和7年度に設置することも家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の一体的支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

●健康診査・保健指導・医療体制等の充実

取り組み状況

- ・妊婦・乳幼児の健診を実施し、乳幼児の未健者には通知・電話等での受診勧奨を行い、該当月齢を過ぎた乳幼児の未健者には訪問や面談等を実施しました。また、休日・夜間における救急医療の充実を図りました。

課題・今後の方向性

- ・妊婦・乳幼児の健康を保持・増進できるよう、医療機関との連携を強化するとともに育児不安の軽減のため、月齢に合わせて行われる健診において相談を実施することが必要です。また、安心して暮らしていくための救急医療体制を確保していくことが必要です。

(2) 親とこどもの学び環境の充実

●親になるための学習環境の整備

取り組み状況

- ・町内の全小・中学校、児童館で子育てに関する講座や教室を開催するなど、保護者が親としての関わり方を学ぶ機会を提供しました。

課題・今後の方向性

- ・子育てに関する講座や教室は、保護者が親としての関わり方を学ぶ機会となるため継続して実施し、関連情報を周知・啓発していくことが重要です。

●こどもの活動の場や機会の確保

取り組み状況

- ・放課後等における児童を対象に、4箇所の児童館及び6箇所の放課後児童クラブで適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を行いました。また、不登校状態の児童生徒に、安心できる居場所の提供や集団生活への相談・適応支援・学習支援など、一人ひとりのニーズや実態に応じた個別の支援を行いました。

課題・今後の方向性

- ・保護者の就労形態の変化によるニーズを踏まえ、令和6年度中に船岡児童館の新設及び船岡放課後児童クラブの増設のための整備を行い、令和7年4月に開館する計画としています。また、今後も引き続き、児童生徒が安心できる環境を整え、相談・適応支援・学習支援に取り組むことが必要です。

●生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

取り組み状況

- ・児童生徒が主体的に校内の植栽活動や地域の方の講話などの体験活動を通して、「生きる力」を身につけ、個性や創造性を伸ばすことができるよう事業を実施しました。また、児童生徒が学習や読書活動に意欲が出るように子ども読書活動を推進しました。

課題・今後の方向性

- ・変化の激しいこれからの社会を生きるために、学校での体験活動や読書の時間を通し、自ら学び、考える力などの「生きる力」の基盤をつくとともに、児童生徒の豊かな心を育むことが重要です。

●健康教育・思春期保健の推進

取り組み状況

- ・食育事業を推進していくため、町内の全小・中学校へ「食育通信」を配布し、家庭での食育推進の啓発を行うとともに、子育てサークルを対象に食に関する健康教育を実施しました。また、思春期保健事業として、町内の中学3年生を対象に、クラスごとで妊婦疑似体験、保育体験を実施しました。

課題・今後の方向性

- ・「第4期柴田町食育推進計画」に基づいて、各ライフステージに合わせ、関係各課で食育事業を推進していくことが必要です。また、生徒に対して父性や母性の育成を図るため、生命の大切さを考える機会を提供し、生徒の健全な心の育成を図ることが必要です。

●青少年の健全育成

取り組み状況

- ・ジュニアリーダー育成を図るため少年教育事業を実施し、さらに、子ども会の育成者・指導者のための成人指導者研修会を実施しました。また、青少年のための町民会議の周知活動とあいさつ運動の啓発に努めました。

課題・今後の方向性

- ・子ども会関係者の育成・指導を進めていくため、人口推移を踏まえた子ども会のあり方を検討するとともに、関係機関との連携を図ることが重要です。また、青少年のための町民会議では、参加者の高齢化や減少に伴い、活動内容の見直しが必要です。

(3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備

●男女共同参画社会の推進

取り組み状況

- ・男女共同参画社会への理解促進に向けて、男女共同参画週間に「男女共同参画パネル・関連図書展示」を実施し、町民の男女共同参画への意識や理解を深めることにつなげました。また、男女共同参画啓発情報誌「しばたの男女共同参画通信」を発刊し、全戸回覧及び町ホームページの掲載や男女共同参画関連記事をお知らせ版に掲載しました。

課題・今後の方向性

- ・男女共同参画の推進を図るとともに、多様化する性的マイノリティへの理解を深める取り組みを進めていくことが必要です。

●子育ての経済的支援

取り組み状況

- ・児童手当の支給や子ども医療費助成などの経済的な支援を行うほかに、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもたちの利用料の無償化を行いました。また、小学校等に入学する第3子以降を養育する保護者に対し、小学校入学祝金を支給しました。

課題・今後の方向性

- ・子育て世代の家庭状況に応じた各種手当や助成が適切に行われるよう関係機関と連携し、保護者の経済的負担の軽減を図ることが必要です。

●多様な子育て支援サービスの充実

取り組み状況

- ・地域子育て支援拠点事業を実施する事業者に財政支援を行い、また、子育て中の親子の居場所や相互交流の場を提供しました。さらに、子育てに関する支援活動や講座・講演会を実施し、安心して子育てができる環境づくりに努めました。

課題・今後の方向性

- ・子育て支援活動を行う団体等と連携して、親子の交流や遊び場の提供、育児相談、情報提供を行うとともに、地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動など、地域全体で子育て支援を進めていくことが重要です。

(4) 地域全体での子育て支援の推進

●地域活動の推進

取り組み状況

- ・行政区に地域づくり交付金を交付し、子ども会育成や小・中学校の子ども会への支援を行いました。また、地域を超えた子ども同士の交流の場となり、ふれあい学習を体験できる柴田町子どもフェスティバルを行いました。

課題・今後の方向性

- ・地域の問題や生活課題の解決に向けて、情報提供や相談体制の強化に取り組むことが必要です。また、柴田町子どもフェスティバルは、地域を超えた子ども同士の交流の場となり、ふれあい学習を体験する機会にもなっていることから、今後も引き続き、事業を継続していくことが重要です。

●地域における子育てネットワークづくり

取り組み状況

- ・家庭教育の啓発を行うとともに、子育て中の保護者の相談役となる子育てサポーターの養成・派遣事業を実施しました。また、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりとして、さくら食堂の再開やしんえいこどもカフェなどが新規開設されました。さらにブックスタート事業においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことから、ボランティアによる読み聞かせを再開しました。

課題・今後の方向性

- ・多様化・複雑化する課題に対して、子ども・子育て家庭が孤立することのないよう、身近な地域での支援を広げていくことが重要です。

●こどもを社会で育てる意識の醸成

取り組み状況

- ・「広報しばた」や町のホームページにおいて、子育て支援に関する取り組みを情報提供し、「まちづくり住民懇談会」で意見交換会等を行いました。

課題・今後の方向性

- ・今後も広報誌や町のホームページなどを活用し、情報発信を強化していくとともに、「まちづくり住民懇談会」でいただいた意見や提言をもとに、子育て支援に関する取り組みを反映させていくことが重要です。

●こどもの安全の確保

取り組み状況

- ・交通安全教室において、町内の小学校で交通事故防止の呼びかけを行いました。また、「子ども 110 番の家」では、通学路周辺の民家や店舗にご協力いただき、地域の連携強化を図るとともに犯罪被害の未然防止に努めました。さらに、スクールガード事業では、地域ボランティアの方々にご協力をいただきながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、児童生徒の誘導や見守りを実施しました。

課題・今後の方向性

- ・今後も引き続き、関係機関や地域の方と協力しながら、通学路周辺の安全確保を図り、交通事故・犯罪被害の未然防止に努めるため、地域での声かけを行っていくことが重要です。また、こどもたちにとって、より安全・安心な環境づくりに取り組む必要があります。

(5) 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

●障がい児等支援対策の推進

取り組み状況

- ・障がい児がいる家庭に対し、特別児童扶養手当による経済的な支援を行うほか、全小・中学校へ特別支援教育支援員を配置し、発達障がい等により支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行いました。また、児童発達支援事業では、心身に障がいがあるこどもに対し、生活習慣の確立や小集団への適応訓練を実施しました。

課題・今後の方向性

- ・特別な支援を必要としている障がい児や家庭に対し、適正かつ迅速な支援を行うとともに、地域全体で障がい児に対する理解を深めることが重要です。また、柴田町障害児通園施設の利用者数が年々減少していることから、施設を廃止し、民間事業者が運営する児童発達支援事業への移行について、関係機関と協議を進めます。

●ひとり親家庭等の自立支援

取り組み状況

- ・児童扶養手当の支給や医療費の助成など経済的な支援を行ったほか、日常生活に問題を抱える保護者の相談を聞き、相談内容に応じて関係機関等につなぎました。また、生活支援が必要な家庭には、ひとり親家庭等日常生活支援事業を案内し、活用に努めました。

課題・今後の方向性

- ・家庭の状況に応じて必要な支援が行えるよう、これまでの取り組みを継続していくとともに、ひとり親家庭等日常生活支援事業では、実施事業者等の受け入れが限られていることから、実施事業者等を確保していく必要があります。

●児童虐待の防止

取り組み状況

- ・要保護児童対策地域協議会や関係機関と情報を共有するとともに連携を強化し、虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護に努めました。

課題・今後の方向性

- ・こどもやこどもを取り巻く環境が多様化・複雑化しているため、引き続き関係機関との連携強化が必要です。また、様々な相談に対応できるよう、職員の資質向上を図ります。

●こどもの貧困対策の推進

取り組み状況

- ・令和5年3月に策定した「第2期柴田町子どもの未来応援プラン」に基づき貧困対策を実施しました。学校の授業以外での学習の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない児童生徒に対し学習支援を行いました。また、新生児訪問や乳幼児健診などの個別面談の際に、「経済的な不安」についても確認し、総合的な相談や情報提供を行いました。さらに、生活に困難をかかえる保護者等に対して、就労相談など関係機関と連携しながら行いました。

課題・今後の方向性

- ・児童生徒の学習意欲の向上のため、放課後学習室などを引き続き行うとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に取り組むことが重要です。また、保護者の経済的負担の軽減を図りながら、安心して子育てできる環境づくりに取り組むことも必要です。

7. 現状・課題のまとめと今後の方向性

課題1 こどもの活動の場の充実

国の「こどもまんなか社会」では、こどもの最善の利益を第一に考え、誰一人取り残さないことを掲げていることから、本町においても、こどもの居場所づくりとして、児童館の運営や放課後児童クラブ等の放課後活動について、ニーズの増加に応じた実施体制の充実に努めています。

本町の放課後児童クラブにおけるニーズは、前回の調査と比較すると高くなっており、事業実績においても高学年と比べて低学年の利用が多いことから、放課後児童クラブにおけるニーズは増加すると考えられます。また、様々な特性を持った児童の受け入れなど、放課後児童クラブに求められる質も年々高まっています。令和7年4月には船岡放課後児童クラブを増設する予定であり、今後も保護者の就労ニーズを踏まえ、児童生徒が安心して生活できる環境を整えていくことが必要です。

課題2 親子の健やかな成長を支える情報提供や相談体制の充実

平成27年から令和2年にかけて、本町のひとり親世帯の割合は減少傾向にあるものの、母子世帯は横ばいで推移しています。本町では、母子健康手帳・父子健康手帳交付の際に必ず個別面談を実施しているほか、乳幼児相談においては、相談件数が増加傾向にあり、毎月相談を実施することで親の育児不安の軽減を図っています。

ニーズ調査において、子育てに関して感じていることとして、「どちらかというと、不安や負担が大きい」、「とても不安や負担を感じている」と回答している方が一定数いる状況です。また、子育て支援について期待することとしては、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」といった声が多くなっています。そのため、子育て支援アプリやホームページなどで必要な情報を発信し、早期に必要な支援へとつなげていくことが重要です。

課題3 仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

本町の女性の就業率は国・県よりも高く、ニーズ調査において育児休業の取得状況を見ると、母親では約6割が取得しており、前回の調査と比較すると非常に高くなっています。国においては、令和4年4月に男女とも仕事と育児を両立できるよう、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われたこともあり、父親の育児休業取得の割合も前回の調査結果より増えています。

教育・保育サービスについては、2号認定や3号認定の保育所や認定こども園の利用ニーズが年々高くなっており、フルタイムで働いている家庭が多い状況であるとうかがえます。

仕事と子育ての両立を支援していく上では、家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め実践していく環境づくりを進めることが重要です。

企業に対しては、ワーク・ライフ・バランスの考えを取り入れることで得られるメリットの周知や、講座や勉強会を開催するなどの意識啓発を行うことが重要です。加えて、フレックスタイム等の制度の普及、更なる男性の育児参加の促進等が求められます。

課題4 地域全体でこどもや子育て家庭を見守り・育てる環境づくり

本町では、コミュニティ活動や柴田町子どもフェスティバルにおいて、地域住民の連帯意識を高め、こども同士の交流の促進を図りました。また、こどもたちが安全・安心に生活を送れるよう、交通安全教室や町内の小学校で交通事故防止の呼びかけを行い、地域ボランティアと連携しながら通学路の安全確保に努めました。

ニーズ調査において、子育てに関して近所や地域で望むこととして、「子どもが危険な目に遭いそうときは手助けや保護をしてほしい」が最も多くなっています。今後も地域とのつながりや、人材・施設等の地域資源を活かし、地域の見守り活動や交流の場の充実を図りながら、地域全体における子育て支援を促進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・視点

本町では、第2期計画において、「みんなで育てよう きらりと光る しばたの子」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

この基本理念は、一人ひとりのこどもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現に向けて、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野の関係者が連携し、社会の様々な構成員との協働により、町が行うべき支援に力を尽くすという第1期計画からの決意を継承してきたものです。

この基本理念は、国がめざすこどもの最善の利益を第一に考え、権利を保障し、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の考えに合致するものです。

本計画においても、この基本理念を大切な姿勢として継承し、これまで計画で行ってきた施策の一層の充実を図りながら、3つの視点に配慮した施策を展開していきます。

■第3期計画における基本理念

みんなで育てよう きらりと光る しばたの子

■3つの基本的な視点

①こどもの育ちの視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもたちの幸せや健やかな成長を促すとともに、必要な支援が切れ目なく行き届くよう取り組みます。

また、豊かな人間性やコミュニケーション能力、「生きる力」を育む長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

②親としての成長の視点

核家族化・世帯の細分化や地域の結びつきが希薄になってきている社会情勢の中で、こどもの成長にとって親の役割が大きいことを親自らが認識し、子育てに喜び・生きがいを感じながら、親として成長することができるような環境づくりを進めます。

③地域社会で支える視点

こどもを心身ともに健やかに育むために、家庭、地域、企業、行政等がそれぞれの役割を果たすことに加え、社会全体が連携し子育てに協力することが必要です。子育て支援に携わる人材の育成や子育て支援のネットワークづくりを進めることで、地域社会全体で子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。

■国のこども大綱におけるめざす社会のすがた

こどもまんなか社会

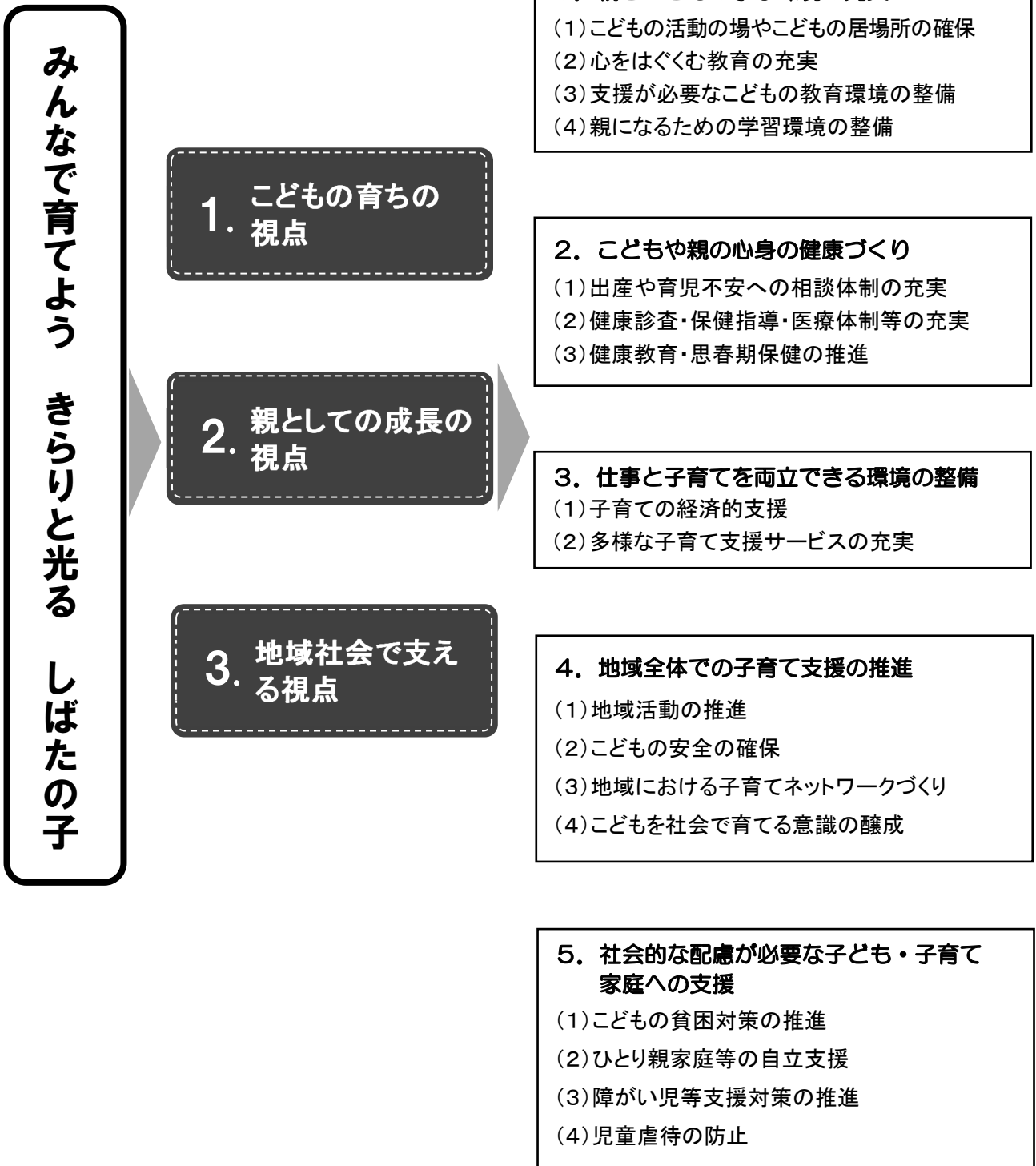
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

2. 施策の体系

<基本理念>

<基本理念達成に向けての視点>

<基本施策>



第4章 施策の展開

本章では、第3章で掲げた基本理念を実現するため、計画期間中に実施する施策・事業を記載します。子ども・子育て支援新制度に基づく施策を個別の事業として位置付けるとともに、各種事業と併せて子育て支援を推進します。

基本施策1 親とこどもの学び環境の充実

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動を通して、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、地域・学校・行政等が一丸となって、こどもの居場所づくりを推進します。

本町では、こどもの居場所の一つとなる「図書館」について、「柴田町新図書館基本構想」に基づき、図書館の基本的なサービスの充実や幅広い世代が利用しやすく、心安らぐ居心地の良い場、自由に人が集まり交流し、新たな賑わいを創出する場として整備します。また、全てのこどもが障がいの有無や国籍に関わらず、ともに学び、こどもの個性や強みを発揮できるよう、インクルーシブ教育を推進します。さらに、こどもだけでなく保護者を対象にこどもの発達段階に応じて親に求められることを学ぶ環境を提供します。

※事業名の前に◎印があるものは、子ども・子育て支援法に定められている「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。

●具体的な取り組み

(1) こどもの活動の場やこどもの居場所の確保

事業	事業内容・取り組み	担当課
児童館の運営	18歳未満のこどもが自由に利用できる児童福祉施設として、船迫児童館、槻木児童館、三名生児童館、西住児童館を運営しています。また、令和7年4月に船岡児童館を開館する予定です。運営にあたっては民間の力を活用する等、効果的で多様なサービスの提供を検討します。	子ども家庭課
◎放課後児童クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、学校の放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。また、児童館と同様に民間活力を利用し、効果的で多様なサービスの提供を検討します。	子ども家庭課
小・中学校の体育施設開放	小・中学校の体育施設を利用してスポーツ活動ができるよう、体育館や校庭、武道館を開放するとともに、施設の利用条件を緩和し、こどもから高齢者まで利用しやすい環境づくりを目指します。	スポーツ振興課

事業	事業内容・取り組み	担当課
都市公園等の維持管理	こどもの遊びや健康づくりの場である都市公園施設を快適に利用できるよう、清掃、樹木の剪定・害虫駆除、草刈り、遊具施設等の定期点検・改修を行います。公園清掃については、行政区単位で実施しており、今後も地域と連携しながら、住環境の維持・向上に努めます。	都市建設課
太陽の村冒険遊び場整備運営	都市と農村の交流広場である「太陽の村」を、こどもから高齢者までが集い・遊び・憩う場として楽しめる場となるようなイベントを開催します。	農政課
子どものケアハウス事業	不登校状態の児童生徒が安心できる環境を整え、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等を行い、学校復帰の支援をします。	教育総務課
新図書館の整備 新規	柴田町新図書館基本構想の基本方針である「子どもたちの想像力や心の豊かさを育む図書館」に基づき、図書館を拠点としたまちの交流や賑わいの創出に取り組みます。	生涯学習課
◎児童育成支援拠点事業 新規	養育環境等に課題を抱える児童に対し、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へとつなぎ、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業の実施を検討します。	子ども家庭課 教育総務課

(2) 心をはぐくむ教育の充実

事業	事業内容・取り組み	担当課
心をはぐくむ教育活動	総合学習の取り組みとして小・中学校において、地域の方々等を招き、児童生徒の豊かな心を育む体験学習などを行います。	教育総務課
子ども読書活動推進	「柴田町子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動の効果的な推進を図ります。	生涯学習課
小学校・中学校の図書整備	柴田町図書館と連携し、小・中学校図書室の充実を図ります。今後も、児童生徒の学習や読書活動への意欲が高まるよう、必要な図書の計画的な購入を進めます。	教育総務課

(3) 支援が必要なこどもの教育環境の整備

事業	事業内容・取り組み	担当課
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。今後も早期から発達の特性に応じて切れ目のない支援ができるよう、支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的人材の育成等、関係機関との連携を図り、支援体制を整備します。また、柴田町障害児通園施設「むつみ学園」を廃止し、現在の通園児の民間事業者等への移行を協議していきます。	福祉課 子ども家庭課
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	福祉課
特別支援教育の支援	発達障がい等により、特別に支援が必要な児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行います。	教育総務課
インクルーシブ教育の推進 新規	障がいのあるこどもや外国にルーツを持つこども等、多様な特性や背景を持つ児童生徒が同じ学級で共に学ぶことができるよう、特別支援教育コーディネーター等を配置し、受け入れ環境を整備します。	教育総務課

(4) 親になるための学習環境の整備

事業	事業内容・取り組み	担当課
子育て・親育ち講座	家庭における基本的なしつけの重要性、親としての責任の自覚などについて保護者が学ぶ場を提供するため、就学前児童の保護者が小学校に集まる機会を活用し、子育て講座を実施します。	生涯学習課
子育て・親育ち思春期講座	保護者がこどもの中学校入学前の心構えとして、思春期を迎えるこどもの特徴や親としての関わり方を学び、親子ともに健全な中学校生活を送るため、中学校入学説明会を活用し、子育て講座を実施します。	生涯学習課
イクメン講座	父親の積極的な育児参加を促すとともに、父親同士の交流を通し、子育てについて楽しく学ぶための父子のふれあい講座を実施します。	生涯学習課
親のみちしるべ出前講座	宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用し、子育て中の親同士が交流を図りながら、親自身の気づきや子育てについて学び合うための出前講座を実施します。	生涯学習課

基本施策2 こどもや親の心身の健康づくり

各種相談・教室等を通じてこどもの発達段階に応じた育児に関する知識・技術の習得を支援するとともに、出産前からの各種健診を通じてこどもや親の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図るなど、こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない一体的な支援に取り組みます。

●具体的な取り組み

(1) 出産や育児不安への相談体制の充実

事業	事業内容・取り組み	担当課
こども家庭センター事業の推進 新規	「こども家庭センター」において、保健師等が中心となり各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等によるこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない相談支援・情報提供に取り組みます。	子ども家庭課 健康推進課
母子健康手帳交付・父子健康手帳交付	妊娠をした方に対し、出産時やこどもの健康保持増進のための健康診査・予防接種等の記録をする母子健康手帳を交付します。さらに、男性の育児参加を促進するため、父子健康手帳も交付します。	健康推進課
妊産婦サロンの開催	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うとともに、相談しやすい体制を整備します。また、妊産婦等が地域の中で子育てできるよう交流の機会を提供し、安全・安心な出産・育児に臨むための知識やスキルを習得できるよう支援します。	健康推進課
◎乳児家庭全戸訪問事業	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。	健康推進課
◎養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。	健康推進課
乳幼児相談	核家族化の進行等により、育児不安を抱える親が増加しているため、保健師・栄養士・歯科衛生士が身近な相談に応じます。	健康推進課
にこにこマンマ離乳食	乳児の発達段階に合わせた離乳食指導を行い、親の不安軽減やこどもの健康保持・増進のための教室を開催します。	健康推進課
母と子の遊びの教室の開催	1歳6か月児健診等での発達課題の支援や保護者の育児不安の軽減、こどもの成長への気づきを促し、フォローアップするための教室を実施します。	健康推進課
地域における出前講座や健康相談の開催	地域からの要望により、保健師・栄養士・歯科衛生士による乳幼児の心身の発達に関する出前講座や健康教育、健康相談等を実施します。	健康推進課
子育て支援アプリ	母子保健、子育て支援サービスの情報をスマートフォンで確認できるよう、子育て支援アプリを活用した迅速な情報配信を行います。	子ども家庭課 健康推進課

事業	事業内容・取り組み	担当課
◎子育て世帯訪問支援事業 新規	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭課
◎産後ケア事業 新規	産後ケアを必要とする産後1年以内の方に対し、心身のケアや育児のサポートを行います。	健康推進課
◎妊婦等包括相談支援事業 新規	妊婦・その他配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行います。	健康推進課

(2) 健康診査・保健指導・医療体制等の充実

事業	事業内容・取り組み	担当課
◎妊婦健康診査 新規	妊婦が健康に安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠週数に合わせて妊婦健康診査を実施します。	健康推進課
妊婦歯科健診	妊婦の歯や口腔の健康の保持・増進と産まれてくる子の歯の健康づくりに関心を高めるため実施します。	健康推進課
乳児健康診査	乳児の健康保持のため、月齢（2か月・8～9か月）に合わせて健診を実施します。	健康推進課
4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健診	乳幼児を養育している保護者の育児不安の軽減や子どもの健康保持・増進のため、月齢に合わせて各種健診・相談を実施します。	健康推進課
2歳児歯科健診	むし歯罹患率が高くなる年齢に合わせて、幼児の口腔衛生の向上と定期的なフッ化物塗布を推進し、歯科健診・相談を実施します。	健康推進課
子どものための予防接種	今後も接種勧奨を行いながら、感染のおそれのある病気にかからないために、各種予防接種を実施します。	健康推進課
休日・夜間の救急医療体制確保	町民が安心して暮らしていくため、仙南保健医療圏の医療機関により、当番制で休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	健康推進課

(3) 健康教育・思春期保健の推進

事業	事業内容・取り組み	担当課
食育推進計画の推進	柴田町食育推進計画に基づき、乳幼児期・学童期・思春期の各ライフステージに合わせ、関係各課と連携して食育事業を推進します。	健康推進課
子どもとふれあい共に遊ぶ体験事業	生徒に対し父性や母性の育成を図るため、思春期保健事業として、保育体験や妊婦疑似体験等を実施します。生命の大切さを考える機会を提供し、生徒の健全な心の育成を図ります。	健康推進課

基本施策3 仕事と子育てを両立できる環境の整備

女性の就業率の上昇により共働き家庭が増加している中で、子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりが重要となっています。子育てにかかる経済的負担を軽減するため、子育てに関する各種手当・助成制度の周知及び適正な支給に努めます。

また、各家庭の就労状況に合わせた支援や教育・保育の量を確保するとともに、家庭や職場等において子育てについて助け合う意識の醸成に努めます。

●具体的な取り組み

(1) 子育ての経済的支援

事業	事業内容・取り組み	担当課
児童手当の支給	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するため、高校生年代までの児童を養育している保護者に手当を支給します。	子ども家庭課
子ども医療費助成事業	0歳～18歳までの全てのこどもに対し、通院費及び入院費に係る医療費の一部負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を行い、福祉の増進を図ります。	子ども家庭課
私立幼稚園に対する助成	町内私立幼稚園の健全な運営と保護者負担の軽減を図るため、運営費の一部を助成します。	教育総務課
就学援助制度	経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを一定の範囲内で援助し、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
奨学金の貸し付け	経済的理由によって、高校、大学等への就学が困難な学生・生徒に奨学金を定額無利子で貸与を行い、有能な人材の育成や経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料を無償とします。	子ども家庭課
小学校入学準備支援事業	小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し小学校等入学祝い金を支給することにより、少子化対策の推進及び多子家庭の子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課

(2) 多様な子育て支援サービスの充実

事業	事業内容・取り組み	担当課
◎通常保育事業	保護者の仕事や病気等により、家庭において児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行うために保育所を運営しています。乳児保育・障がい児保育を3保育所で実施しており、今後、サービスの更なる充実を図るため、私立保育所の開設、公立保育所の民営化を実施します。	子ども家庭課
◎延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。	子ども家庭課
◎ゆとりの育児支援事業	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュのため、就学前児童の保育を行います。	子ども家庭課
◎ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が共に会員となり、有償で子育て家庭を応援する事業です。	子ども家庭課
◎地域子育て支援事業	子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。	子ども家庭課
子育て支援活動	子育て支援センターを拠点として、育児不安等についての相談窓口、子育てサークル等への支援、地域の子育て資源の情報提供等を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動や子育て親子の交流の場を提供し、地域全体で子育てを支援します。	子ども家庭課

基本施策4 地域全体での子育て支援の推進

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを社会で育てる意識の醸成を図るとともに、コミュニティや地域活動団体等と連携し、地域社会全体で協力して子育てしやすい環境づくりを進めます。また、子育て支援サークルやボランティアなどの活動の充実に努め、保護者同士のつながりを確保します。

さらに、関係機関やボランティアの方々と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行い、事故や犯罪の被害に巻き込まれないよう、教育を行います。加えて、交通事故や犯罪などから子どもを守るため、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を推進します。

●具体的な取り組み

(1) 地域活動の推進

事業	事業内容・取り組み	担当課
コミュニティ活動の推進	地域住民の連帯意識を高め、よりよい環境づくりを推進する自治会・町内会活動を支援します。地域住民が主体となった子育て支援と青少年の健全育成への取り組み等、地域の問題や生活課題を解消するための活動を促進するよう、情報提供と相談体制を強化します。	まちづくり政策課
柴田町子どもフェスティバル	町内の子どもが一堂に会し、様々な遊びを体験することで、地域を越えた子ども同士の交流の場にするとともに、子ども会育成会や地域住民との交流を通して豊かなふれあい学習を行います。	生涯学習課
ジュニア・リーダーの育成	子ども会活動や教育委員会が主催する少年教育事業において、子どもたちのリーダー的存在として活動を支援する中学生・高校生のボランティア（ジュニア・リーダー）を育成し、少年教育事業の充実に努めます。	生涯学習課
青少年のための柴田町町民会議	地域住民の自主的な活動や各種ボランティア団体との連携の中核的組織として、違法ドラッグ、落書き消し活動、イベント時の巡回パトロールを行うとともに、活動内容等の見直しを図り、青少年健全育成の地域環境づくりを推進します。	子ども家庭課
子ども会育成会連絡協議会の支援	子ども会育成のため、関係諸機関との連絡調整を行い、子ども会関係者の育成・指導のための講習会や研修会を実施します。また、子どもたちが参加する事業を通して、子どもたちの生きる力を育みます。	生涯学習課

(2) こどもの安全の確保

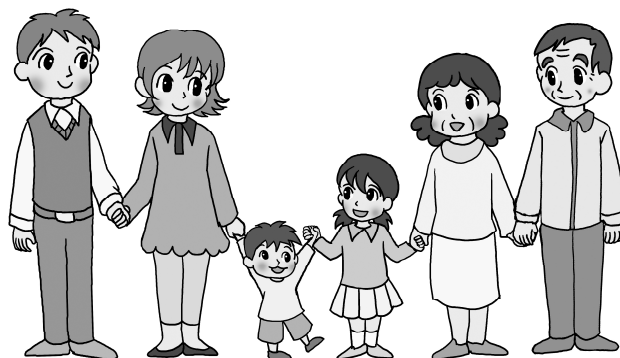
事業	事業内容・取り組み	担当課
交通安全推進事業	交通事故抑止のため、交通指導員により朝7時から8時までの間、街頭指導を町内8か所の通学路交差点等で実施します。また、町内の小学校で開催される交通安全教室では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣づけを図りながら、交通事故防止を呼びかけます。	まちづくり政策課
安全・安心な教育環境の整備	防犯教育・防災教育の充実や施設整備などの安全対策を進め、児童生徒の安全確保に努めます。	まちづくり政策課 教育総務課
防犯対策推進事業	防犯実動隊員による夜間の防犯パトロールや幼児を対象とした防犯教室、地域における防犯診断を行うとともに、防犯週間等に合わせた啓蒙活動を警察署等の関係機関と連携しながら実施します。	まちづくり政策課
「子ども110番の家」事業	子どもたちが犯罪被害の危険や不安を感じたときに、緊急的に避難できる場所として、通学路周辺の民家や店舗に「子ども110番の家」としてご協力をいただき、犯罪被害の未然防止に努めます。	教育総務課
防犯灯の新設と維持管理	町を明るくし、子どもが被害者となる犯罪や事故が起きない環境づくりを実施します。	まちづくり政策課
スクールガード事業	児童生徒が安全かつ安心して登校できるよう、地域ボランティアの方々のご協力をいただきながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、その一貫として、通学路の安全確保を図ります。	教育総務課

(3) 地域における子育てネットワークづくり

事業	事業内容・取り組み	担当課
子育て支援ネットワーク事業	子育て家庭の身近な相談相手として「子育てサポーター」を育成・派遣し、家庭教育支援、サークル活動支援など子育て支援交流事業を実施します。また、関係機関と連携を深め、地域における子育て支援ネットワークの拡充を図ります。	子ども家庭課
子ども食堂開設運営費補助	子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりのために、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう、支援を行います。	子ども家庭課
ブックスタート事業	4か月児健診に来庁した親子を対象に絵本2冊を贈呈し、ブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせを行うとともに、こどもの言葉と心を育むため、幼少期から親子で絵本にふれ親しみ、コミュニケーションを図ることの大切さを周知していきます。	生涯学習課

(4) こどもを社会で育てる意識の醸成

事業	事業内容・取り組み	担当課
広報誌の発行	子育て支援に関する取り組みや情報をわかりやすく町民の皆様にお知らせするため、「広報しばた」を毎月発行します。また、町や公共機関等からの子育てに役立つお知らせや各種教室の参加者募集などを掲載した「広報しばた・お知らせ版」を発行し、子育て支援策を周知します。	まちづくり政策課
広聴事業	「まちづくり住民懇談会」の開催や「町長へのメッセージ」により、子育て支援に関する意見や提言を施策に反映します。	まちづくり政策課
ホームページの運営	町のホームページにおいて、子育て支援に関する情報等の提供を行います。	子ども家庭課



基本施策5 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

こどもの貧困対策として、関係機関・地域と連携を強化しながら、「教育・学習支援」、「生活支援」、「保護者等への就労支援」、「経済的支援」を総合的に推進します。また、ひとり親家庭など社会的な配慮が必要な子ども、発達や障がいなどで支援が必要な子ども・子育て家庭に対し、経済的な負担軽減を図るとともに、適切な支援が受けられるよう相談体制の充実を図ります。

さらに、虐待から子どもを守り、安心して生活できるよう、警察や医療機関などの関係機関と連携し、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

●具体的な取り組み

(1) こどもの貧困対策の推進

事業	事業内容・取り組み	担当課
生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実	児童生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学力の定着と学習意欲の向上を図り、家庭環境や経済状況に左右されない学力保障を推進します。また、学校の授業以外での学習の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない児童生徒に対する学習支援を進めます。	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 福祉課 子ども家庭課
生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実	全ての保護者が安心して子育てができるよう、保護者の経済的負担の軽減や妊娠から子育て期にわたるまでの総合的な相談や情報提供を子ども家庭センターで一体的に行います。また、学校給食や子ども食堂による食事の提供支援やこどもの居場所づくりに取り組むとともに、各種子育て講座を開催し、保護者が親としての関わり方を学ぶ機会を提供します。	教育総務課 健康推進課 生涯学習課 子ども家庭課
生活に困難をかかえる保護者等への就労支援の充実	ハローワークや仙南地域職業訓練センター、宮城県南部自立相談支援センターと連携し、生活に困難をかかえる保護者への就労相談・支援を行います。また、より安定した就労機会を確保するために、役立つ知識や技術を身につけるための資格取得の情報を提供していきます。	商工観光課 子ども家庭課
生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実	家庭の生活状況に応じて、保護者に対する各種手当や医療費の助成、貸付制度などの経済的な支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、生活に困難を抱える子育て家庭などの生活基盤を支援します。	都市建設課 教育総務課 子ども家庭課
関係機関等との連携強化	関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心的に担う統括支援員を子ども家庭センターに配置し、情報の共有や連携強化に取り組み、生活に困難をかかえる家庭へ必要な情報提供、支援を行います。また、学校を窓口とした相談支援や各種相談体制の充実を図り、保護者の身近な場所で相談できる機会の確保に努めます。	全課

(2) ひとり親家庭等の自立支援

事業	事業内容・取り組み	担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	各担当地区内のひとり親の家庭や家庭状況により、支援を要する児童の援護など、日常生活での問題について相談支援を行います。また、幼児と母親を対象とした子育て支援も行っています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。	福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、こどもの福祉増進を図るため、第3子以降の児童に係る加算額及び支給に係る所得制限限度額を引き上げて手当を支給します。	子ども家庭課
母子父子家庭への医療費助成	ひとり親家庭等の医療費における負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成します。	子ども家庭課

(3) 障がい児等支援対策の推進

事業	事業内容・取り組み	担当課
居宅介護	障がい児等の生活支援として自宅での身体介護や通院等の移動介護などを行い、障害者総合支援法のサービスとして実施します。	福祉課
日中一時支援事業	障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の負担軽減と多様な福祉サービスの提供など、障害者総合支援法のサービスとして実施します。	福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している家庭の経済的支援に向けて給付します。	子ども家庭課
障害者医療費助成	障がい者の医療費に係る家計費負担を軽減するため、対象となる障がいのある児童の保護者に医療費を助成します。	福祉課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を円滑に受けられるよう、各関連機関の連携を図るための協議の場を設置します。	福祉課

(4) 児童虐待の防止

事業	事業内容・取り組み	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るため、妊婦等包括相談支援事業の実施等を通じて、子ども家庭センター等の関係機関がこどもと家庭に関する情報や考え方を共有し、必要に応じてサポートプランを作成するなど、適切な連携のもと対応します。	子ども家庭課
問題をかかえる子ども等の自立支援事業	不登校・暴力行為・いじめ・児童虐待など問題行動を未然に防止するとともに、早期発見、早期対応に取り組むため、自立支援相談員を小・中学校に派遣し、関係機関と協力・連携して保護者や児童生徒の支援を行います。	教育総務課

第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

1. 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、前回計画より効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全町)としており、本計画においても、引き続き1圏域での教育・保育の提供を行います。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

本町では、ニーズ調査の実施結果と町の状況を踏まえて「量の見込み」を決定し、それに対応するための「確保方策」を以下のように設定します。

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

(1) 1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	563	554	521	480	469
1号認定	人	412	405	381	351	343
2号認定 （教育希望）	人	151	149	140	129	126
②確保方策	人	710	650	650	650	650
幼稚園	人	0	0	0	0	0
施設型給付を 受けない幼稚園	人	710	650	650	650	650
②-①	人	147	96	129	170	181
【算出方法】	<p>令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。</p> <p>【1号認定】 家庭で保育が可能な3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人</p> <p>【2号認定（幼稚園を利用希望）】 ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で現在「幼稚園」を利用している人</p>					

■提供体制、確保策の考え方

○施設型給付を受けない幼稚園で令和7年度は710人、令和8年度以降は650人の定員を確保でき、計画期間において必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(2) 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保方針は以下の通りです。

■量の見込みと確保方針

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	300	296	278	256	250
②確保方針	人	337	337	337	337	337
保育所	人	332	332	332	332	332
認可外保育施設	人	5	5	5	5	5
②-①	人	37	41	59	81	87
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。 【2号認定（保育所・認定こども園）】 ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で現在幼稚園を利用していない人					

■提供体制、確保策の考え方

○計画期間の児童数の推移や幼稚園、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。

(3) 3号認定（0～2歳）

0～2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

■量の見込みと確保方策（0歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	61	59	57	56	54
②確保方策	人	64	64	64	64	64
保育所	人	48	48	48	48	48
地域型保育事業	人	16	16	16	16	16
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	3	5	7	8	10
【算出方法】	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳児で認可保育所（園）等を利用したい人の令和2年度から令和5年度までの利用実績及び令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づき算出。					

■量の見込みと確保方策（1歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	91	94	90	88	85
②確保方策	人	102	102	102	102	102
保育所	人	69	69	69	69	69
地域型保育事業	人	33	33	33	33	33
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	11	8	12	14	17
【算出方法】	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1歳児で認可保育所（園）等を利用したい人の令和2年度から令和5年度までの利用実績及び令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づき算出。					

■量の見込みと確保方策（2歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	110	103	107	103	100
②確保方策	人	127	127	127	127	127
保育所	人	92	92	92	92	92
地域型保育事業	人	35	35	35	35	35
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	17	24	20	24	27
【算出方法】	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の2歳児で認可保育所（園）等を利用したい人の令和2年度から令和5年度までの利用実績及び令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○計画期間の児童数の推移や地域型保育事業（小規模保育施設）、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。

【保育利用率の目標値】

3号認定の量の見込み割合である保育利用率の目標値は、「量の見込み（0～2歳総数）÷各年度推計人数（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値としています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
保育利用率（％）	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0
推計児童数（人）	557	545	540	525	509
0歳児	181	174	170	166	160
1歳児	177	184	176	172	167
2歳児	199	187	194	187	182

(4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度については、令和8年度より新たに開始する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育所を利用することが可能です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人		144	144	144	144
0歳児	延人		24	24	24	24
1歳児	延人		60	60	60	60
2歳児	延人		60	60	60	60
②確保方策	延人		144	144	144	144
0歳児	延人		24	24	24	24
1歳児	延人		60	60	60	60
2歳児	延人		60	60	60	60
②-①	延人		0	0	0	0
【算出方法】	令和6年度の教育・保育事業を利用していない児童の割合及び令和7年度から令和11年度までの推計人口を基に、国から示された「量の見込み」の算出等の考え方から算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらず支援するため、現行の幼児教育・保育の提供に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。子ども・子育て支援法に基づき令和8年度から実施できるよう、受け入れ体制等を検討し、確保していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型】

子育て支援センターにおいて、利用者支援専門員(保育士等)を配置し、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。

【地域子育て相談機関】

能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関であり、法律上子ども家庭センターと連携・調整を行います。

【特定型】

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

【こども家庭センター型】

令和7年度より母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能を一体的に運営し、妊娠期から出産、子育て期までを包括的に支援するため「こども家庭センター」を設置し、体制の強化を図ります。

【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①確保量	か所	3	3	3	3	3
基本型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
【算出方法】	子育て支援センターで「基本型」、子ども家庭課と健康推進課で「こども家庭センター型」を実施します。また、子ども家庭課を「地域子育て相談機関」と位置付けます。					

■提供体制、確保策の考え方

○令和7年4月に設置するこども家庭センターでは、子ども家庭課と健康推進課が連携し、妊産婦及び子育て家庭の個別のニーズを把握して妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じてサポートプランの作成や地域の関係機関との連絡調整等を行い、子育てサービスを円滑に利用できるよう支援します。

■量の見込みと確保方策（妊婦等包括相談支援事業）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	543	522	510	498	480
妊娠届出数	件/年	181	174	170	166	160
1組当たり面談回数	回/年	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	回/年	543	522	510	498	480
②確保方策	延人/年	543	522	510	498	480
こども家庭センター型	回/年	543	522	510	498	480
上記以外	回/年	0	0	0	0	0
②-①	延人/年	0	0	0	0	0
【算出方法】	各年度の妊娠届出数に面談回数を乗じた量を見込みとします。確保方策は、量の見込みの100%で算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるため、面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

（2）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の相互交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
②確保方策	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
施設数	か所	2	2	2	2	2
年間受け入れ可能人数	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
②-①	延人/年	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状況の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた各種検査を実施します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	181	174	170	166	160
②確保方策	人	181	174	170	166	160
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づく各年度の0歳児人口を見込みとします。確保方策は、量の見込みの100%で算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○母子健康手帳交付者に妊婦一般健康診査受診券14回分を交付し、妊娠中の健康を保持し安心して出産に臨み、こどもを産み育てるために妊娠週数に合わせて妊婦健康診査を実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	181	174	170	166	160
②確保方策	人	181	174	170	166	160
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づく各年度の0歳児人口を見込みとします。確保方策は、量の見込みの100%で算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。出生児全員を対象に実施して、乳児の健康状態や養育環境等について把握し、子育てについての情報提供や相談・助言等を行うことにより、きめ細やかな相談体制を整備します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための指導・助言等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	18	17	17	16	16
②確保方策	人	18	17	17	16	16
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。予防的介入や対策の検討が今後の重点課題です。

(6) 子育て短期支援事業

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	9	9	9	9	9
②確保方策	延人/年	15	15	15	15	15
②-①	延人/年	6	6	6	6	6
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び事業を開始した令和4年度と令和5年度の利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○みやぎ里親支援センターと連携し、里親家庭の確保に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学後）

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について取り扱っています。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	68	64	62	60	57
低学年	延人/年	66	62	60	59	56
高学年	延人/年	2	2	2	1	1
②確保方策	延人/年	68	64	62	60	57
②-①	延人/年	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○学校訪問、広報等により引き続き事業の周知を図るとともに、協力会員の確保に努めます。

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

■量の見込みと確保方策(幼稚園預かり保育、3～5歳)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	17,617	16,472	16,011	15,394	14,322
②確保方策	延人/年	22,320	19,680	19,680	19,680	19,680
施設数	か所	4	3	3	3	3
定員数	延人/年	22,320	19,680	19,680	19,680	19,680
②-①	延人/年	4,703	3,208	3,669	4,286	5,358
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。 【確保方策】 1日あたりの最大受け入れ可能人数をもとに算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○保護者の就労形態や家庭の一時的な事情により、預かり保育が必要な入園児童について、町内の私立幼稚園全てで実施しています。今後も同体制で実施します。

■量の見込みと確保方策(幼稚園預かり保育以外、0～5歳)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	1,771	1,737	1,674	1,579	1,540
②確保方策	延人/年	5,984	5,984	5,984	5,984	5,984
一時預かり事業	延人/年	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
子育て援助活動支援事業	延人/年	224	224	224	224	224
②-①	延人/年	4,213	4,247	4,310	4,405	4,444
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。 【確保方策】 一時預かり事業については、施設の最大利用定員を基に算出。子育て援助活動支援事業については、実績から算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○【一時預かり】

保護者の就労形態や、疾病、災害、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、一時的に家庭での保育が困難になる場合や育児疲れのリフレッシュが必要な場合に、現在3か所の公立保育所で一時預かりを実施しています。今後も同体制で実施します。

○【子育て援助活動支援】

ファミリー・サポート・センター事業の定期的な利用者が多くなっています。利用者の援助要望に対応できる協力会員の人員確保が課題となっています。

(9) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以外に保育を希望する場合に提供する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	374	367	354	334	325
②確保方策	人	374	367	354	334	325
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	延長保育の利用実績が計画を上回っているため、令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○入所児童保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定保育時間(8時間又は11時間)を超えて保育を行っています。現在は、町内全ての保育施設で月曜日から金曜日まで実施しており、今後も継続して実施します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	243	234	224	214	209
②確保方策	延人/年	0	0	0	0	209
②-①	延人/年	△243	△234	△224	△214	0
【算出方法】	ニーズ調査において、こどもが病気やけがにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」と回答した人、及び「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合に、令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口を乗じて算出し、「親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した人の割合に推計人口に乗じて算出した人数を除いて補正しています。					

■提供体制、確保策の考え方

○本事業は、公立保育所での実施は難しいため、民間施設での設置等を含め、実施可能性について検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	374	361	348	344	326
1年生	人	124	120	115	114	108
2年生	人	114	110	106	104	99
3年生	人	77	74	72	71	67
4年生	人	39	37	36	36	34
5年生	人	17	17	16	16	15
6年生	人	3	3	3	3	3
低学年	人	315	304	293	289	274
高学年	人	59	57	55	55	52
②確保方策	人	435	435	435	435	435
②-①	人	61	74	87	91	109
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○引き続き共働き家庭等の児童に対する放課後児童クラブの充実を図ります。また、福祉部局（子ども家庭課）と教育委員会が連携を深め、学校の空き教室や生涯学習施設などを活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験交流活動を行う放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的又は連携して実施することについて検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	84	84	84	84	84
②確保方策	人	84	84	84	84	84
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和5年度までの実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○幼児教育・保育の無償化に伴う給付を実施します。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担軽減を図っていきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の特定教育・保育施設等運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

■提供体制、確保策の考え方

○住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要です。一方、事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持できるよう、過剰供給を避けることも求められるため、本町における実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

○要保護児童対策地域協議会での情報共有や、児童虐待や養育支援が必要な子どもや家庭に関する状況把握、対応の検討を通して、要保護児童対策地域協議会や関係機関員の専門性の向上を図るとともに、他の会議組織との連携や日頃の交流を通して子育て・子育てに関する関係機関・団体との連携強化を図ります。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

令和7年度より新たに開始する事業で、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対し不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人	30	30	30	30	30
②確保方策	延人	30	30	30	30	30
②-①	延人	0	0	0	0	0
【算出方法】	ひとり親家庭等日常生活支援事業及び育児ヘルプサービス支援事業の実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○令和7年4月に設置するこども家庭センターで利用者の支援内容等を検討し、サポートプランなどを作成しながら子育て世帯の支援を実施します。

(16) 児童育成支援拠点事業

児童福祉法の改正により令和7年度より新設される事業で、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

○本事業は現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

児童福祉法の改正により令和7年度より新設される事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

■提供体制、確保策の考え方

○本事業は現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。

(18) 産後ケア事業

令和3年度より開始されており、本計画より地域子ども・子育て支援事業の1つとなった事業で、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人	92	89	87	85	82
②確保方策	延人	92	89	87	85	82
②-①	延人	0	0	0	0	0
【算出方法】	宿泊型、通所型、訪問型があり、通所型の利用が多く、利用者も増加しています。 令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○切れ目のない子育て支援を行うため、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を継続的に提供していきます。

4. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新制度で学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取り組みが進められています。

しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方(建学の精神など)や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮しつつ、今後も施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、認定こども園への移行や設置について、その可能性を引き続き検討していきます。

(2) 質の高い事業の提供についての基本的考え方と推進方策

特定教育・保育施設(幼稚園、保育所)により、質の高い教育・保育サービスを提供される環境を整えていくため、必要な支援を行います。

また、特定地域型保育事業所(家庭的保育事業、小規模保育事業等)は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含む全ての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(3) 質の高い教育・保育の提供と支援

勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もあるものの、教育・保育の質の向上に向けてより多くの研修機会が確保できるよう、町が主体となり連携の推進に努めます。

① スキルアップ研修

保育士・幼稚園教諭等が専門的知識や技術を習得できるよう支援し、連携を図りながら、質の向上を目指します。

② 放課後児童支援員研修

町放課後児童クラブ規則に掲げる支援員の資格取得研修に参加し、支援員の資質向上を図ります。

③ 巡回療育コンサルテーション

障がい児や特に配慮を要することもについて適切な支援が提供できるよう、心理士等の指導を実施し、職員の資質の向上を図ります。

④ 柴田町保幼小連絡会

保育所、幼稚園及び小学校が連携し相互理解を深めることで、幼児教育及び学校教育の充実と、小学校生活への円滑な接続を図ります。

⑤ 柴田町保健師保育士等連絡会

保育士と保健師の連携を深め情報交換等を進めることで、妊産婦から保育現場までの切れ目のない支援の実現を目指します。

⑥ 特定地域型保育事業者との連携

公立保育所、小規模保育事業所による連絡と管理運営に関する課題等の情報交換を行い、保育環境の向上に努めます。また、連携公立保育所から小規模保育事業所への支援担当を配置し、助言等を行うことで、職員の資質の向上と施設環境の改善を図ります。

5. 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、次の取り組みを通じて環境整備に努めます。

(1) 情報提供・相談支援

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、全ての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

(2) 事業利用希望の把握

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。

(3) 計画的な受け入れ方策の検討

特定教育・保育施設との調整をはじめとする、計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払の防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 宮城県との連携

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

資料編

1. 柴田町子ども・子育て会議条例

平成25年6月14日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、柴田町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(令5条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柴田町条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 柴田町子ども・子育て会議 委員名簿

任期期間：令和5年7月1日～令和7年6月30日（3年間）

No	氏名	所属・役職	構成	備考
1	伊藤 誠	学校法人 柴田学園 たんぼぼ・ 第二たんぼぼ幼稚園長（私立幼稚園代表）	事業に従事する者	
2	佐藤 久美子	船岡保育所長（保育所代表）	事業に従事する者	
3	加藤 久美子	小規模認可保育園 どれみ （地域型保育事業者・認可外保育園代表）	事業に従事する者	
4	佐藤 江理佳	育児サークル代表（さくらんぼう）	子ども保護者 （未満児）	
5	戸塚 千春	保育所保護者代表（槻木保育所）	子ども保護者 （保育所）	
6	畑山 香織	幼稚園保護者（浄心幼稚園）	子ども保護者 （幼稚園）	
7	村上 祐美	小学校保護者（船迫放課後児童クラブ）	子ども保護者 （小学校）	
8	児玉 芳江	NPO 等子育て支援団体等 （NPO 法人 しばた子育て支援ゆるりん）	学識経験のある者	
9	大庭 三余子	柴田町社会福祉協議会	学識経験のある者	
10	武田 則男	元 教育相談員、船岡小学校長	学識経験のある者	会長

3. 策定経過

年月日	内容
令和6年2月20日～ 令和6年3月6日	第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査の実施 ・町内在住の未就学児童のお子さんがある世帯 1,000 件（無作為抽出） ・町内在住の小学生児童のお子さんがある世帯 991 件（無作為抽出） 柴田町ヤングケアラー調査 ・柴田町立学校に通学している小学4年生、5年生、6年生 893 件 ・柴田町立学校に通う中学生、西住小学校区から大河原中学校に通う中学生、町内在住の高校生世代 1,987 件
令和6年7月10日	第1回柴田町子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画について ・第3期子ども・子育て支援事業計画【計画概要】について ・その他 公立保育所の民営化について
令和6年10月10日	第2回柴田町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画【骨子案】について ・その他
令和6年12月23日	第3回柴田町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画【素案】について ・パブリックコメントの実施概要について ・その他
令和7年1月15日～ 令和7年2月13日	パブリックコメントの実施
令和7年3月14日	第4回柴田町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画について ・パブリックコメント結果報告及び意見への回答について ・第3期子ども・子育て支援事業計画（最終案）の審議について

第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月 発行

発 行 : 宮城県柴田町

編 集 : 子ども家庭課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3-45

TEL : 0224-55-2115 FAX : 0224-55-4172